

令和 2 年度版

監 査 年 報

静岡県監査委員

はじめに

静岡県監査委員は、県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務及び経営に係る事業等が公正かつ効率的に執行され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて、県民の視点から監査を実施しています。

本書は、令和2年度に実施した定期監査、随時監査、臨時監査、決算審査などの実施状況や結果をまとめたものです。

本書が県民の皆さまや関係各位にとりまして、監査に対する理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和4年1月

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	渡瀬	典幸
静岡県監査委員	大石	哲司

目 次

第1 令和2年度監査の概要	
1 令和2年度の監査の基本方針	1
2 令和2年度の監査等の種類及び実施状況	2
3 監査委員の状況	8
4 令和2年度の監査委員事務局の組織	9
第2 令和2年度の監査結果	
1 令和2年度の監査実施状況	10
(1) 令和2年度の指摘等の状況一覧	
2 定期監査	14
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
3 随時監査・臨時監査	36
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
4 行政監査	40
5 財政的援助団体等の監査	42
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
6 決算審査及び基金運用状況審査	48
(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況	
(2) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況	
(3) 基金運用状況に対する審査の実施状況	
7 健全化判断比率等審査	54
(1) 健全化判断比率審査の実施状況	
(2) 資金不足比率審査の実施状況	
8 例月出納検査	57
9 住民監査請求に基づく監査	58
10 令和2年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）	59
(1) 定期監査	
(2) 随時監査	
(3) 臨時監査	
第3 年度別の指摘等の状況一覧	70
第4 監査業務のアウトソーシング	
1 令和2年度の監査実施状況	74
2 令和2年度の指摘等の状況	74

第5	外部監査	
1	外部監査制度の概要	75
2	監査実施状況	76
3	監査結果	77
4	年度別の実施状況	78
第6	監査の情報提供	79
資料	監査結果の「指摘」「注意」「意見」とは	80

第1 令和2年度監査の概要

1 令和2年度の監査の基本方針

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指す。

また、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げる。

1 公正・透明性のある監査

- (1) 法令、倫理等の遵守を重視した監査を実施する。
- (2) 公正不偏かつ客観的な判断による監査を実施する。
- (3) 監査結果等の情報を迅速かつ、わかりやすく県民に公表し、県政の現状や課題等について県民への説明責任を積極的に果たす。

2 実効性の高い監査

- (1) 多角的な観点からさまざまな監査手法を活用し、行政の実態に応じて機動的・弾力的に対応して実効性の高い監査を実施する。
- (2) 内部統制推進部局が行う検査結果等を活用した監査を実施し、内部統制機関との役割分担を図る。
- (3) 経済性、効率性及び有効性に視点を置き、内部統制機関では確認困難な分野に監査資源を投入し、監査の重点化を図る。
- (4) 制度や組織の変化に留意し、不正・事故・誤り等が発生するリスクの高い事項を毎年度選定し、重点的に監査する。
- (5) 組織・運営の合理化及び適正な事業執行に資する意見を述べ、業務の改善を指導し、監査対象機関の事務・事業の改革に繋がる監査を実施する。
- (6) 指摘等の監査結果に対する改善状況を確認し、是正・改善の着実な実現を図る。
- (7) 事務局職員の資質向上を図るとともに、監査手法の見直し・定着を進め、委託した公認会計士と連携し、監査体制を充実させる。

2 令和2年度の監査等の種類及び実施状況



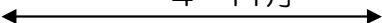


令和2年度の監査等の種類及び実施状況は、次のとおりです。

<監査等の種類>

監査等の種類			関係法令 (注)	実施方法等	監査対象（機関等）
財務監査	定期監査	財務会計監査	法第199条第1、4項	予算の執行に関し、その会計を通じて、財務の適法性と経済性等について実施します。 特に、予算収支とその会計管理が公正かつ適正に執行されたか、財産管理が適正に行われているか等に配慮します。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所
		工事技術監査		工事の執行に関し、計画・設計・積算が妥当であるか、入札・契約事務が適正に行われているか、工事が正確かつ適法に執行されているか等について実施します。	
		公営企業の経営に係る事業の管理監査		事業の経営に関し、事業が最少の経費で最大の効果をあげているか等経営の効率性について実施します。 また、その目的と計画の達成度、各機関の組織及び運営が合理的であるか等に配慮します。	
行政監査		事務事業監査	法第199条第2項	県の事務の執行が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施され、組織及び運営の運営が合理的であるかどうかについて実施します。 ※ 平成27年度以降、テーマ別監査は実施していません。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（政令で定めるものを除く。）
財務監査	随時監査	財務会計監査	法第199条第1、5項	監査委員が必要があると認めるときに実施する財務会計や工事技術についての監査です。実施方法・時期は、その都度定めます。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所
		工事技術監査			
行政監査	臨時監査	事務事業監査	法第199条第2項	定期監査を待たずに速やかに監査結果を出し、改善措置を促す必要があると判断したとき、適時に実施する行政監査です。監査対象機関、監査期間、実施方法等は、その都度定めます。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（政令で定めるものを除く。）
財政的援助団体等の監査			法第199条第7項	財政的援助、出資を受けている団体等に対し、補助事業等の執行、資金の出納が適正に行われているか、また、補助等の目的に沿って行われているか等について実施します。 また、公の施設の指定管理者に対しては、公の施設の管理に関する業務の執行、資金の出納が適正に行われているか等について実施します。	県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、県の出資率25%以上の出資団体、指定管理者等の中から選定した団体

(注) 法：地方自治法

記載の条項は令和2年4月1日現在で施行されている条項です。

実施時期・頻度	実施実績	令和2年												令和3年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
毎会計年度1回以上 期日を定めて実施	監査対象468箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・予備監査 (職員、公認会計士) ・本監査(監査委員) ・監査結果報告、 公表 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (注) 以下、定期 監査以外の監査の 実施体制は、おお むね定期監査に準 じる。 </div>	出先機関監査 														
必要があると認め るとき。	監査対象25箇所	7~3月 														
	監査対象4箇所	4~11月 														
必要があると認め るとき。	監査対象2箇所	11~1月 														
必要があると認め るとき。	監査対象41団体	財政的援助団体等の監査 														

< 監査等の種類 >

監査等の種類	関係法令 (注)	実施方法等	監査対象（機関等）
決算審査	法第233条第2項、公企第30条第2項	決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、予算が効率的かつ合理的に執行されたか、また、財政が健全に運営されているか等について審査します。	<ul style="list-style-type: none"> 普通会計決算 公営企業会計決算
基金運用状況審査	法第241条第5項	基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査します。	<ul style="list-style-type: none"> 県立美術博物館建設基金
健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項、第22条第1項	健全化法に基づき財政の健全性を判断する基準である健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び資金不足比率について、次の点を主眼として実施します。 (1) 健全化判断比率等の算出過程に誤りはないか (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率等算出の計算に用いられているか (3) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか (4) 健全化判断比率等の算定過程における評価・判断は妥当か	普通会計、公営企業会計、出資法人の会計など
例月出納検査	法第235条の2第1項	会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料に基づいて、毎月の現金出納の計数を確認するとともに、財政収支の動態を計数面から把握しているか等について検査します。	普通会計、公営企業会計、歳入歳出外現金及び基金
住民監査請求に基づく監査	法第242条第5項	県民から、県職員等による違法又は不当な財務会計行為について、監査の請求があった場合に、監査を実施します。	県の公金支出などの財務会計行為
要求監査等	法第75条第1、3項、第98条第2項、第199条第6、7項、第243条の2の2第3項	地方自治法に基づく監査請求・要求があった場合に監査を実施します。 ①選挙権を有する者の総数の50分の1以上の住民の署名による請求による事務監査（同法第75条第1、3項） ②議会の請求監査（同法第98条第2項） ③知事の要求監査（同法第199条第6、7項） ④職員賠償責任の要求監査（同法第243条の2の2第3項）	<ul style="list-style-type: none"> 県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（議会の請求監査では政令で定めるものを除く。） 財政的援助団体等（知事の要求監査のみ。）

(注) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律
記載の条項は令和2年4月1日現在で施行されている条項です。

実施時期・頻度	実施実績	令和2年										令和3年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告 ・7/21 審査依頼 ・8/28 監査委員協議会 ・9/7 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
毎会計年度、決算審査と同時期	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告 ・7/21 審査依頼 ・8/28 監査委員協議会 ・9/7 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	決算審査の報告と同時に審査結果を知事へ報告 ・8/11 審査依頼 ・8/28 監査委員協議会 ・9/7 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
月ごとに定められた例日	毎月25日から月末までに実施 ・予備検査（職員、公認会計士） ・例月出納検査（監査委員） ・検査結果報告（議会、知事）	←————→ 例月出納検査 （毎月25日から月末まで）												
住民から請求があったとき。	監査の実施は60日以内 令和2年度は実績なし													
請求や要求があったとき。	令和2年度は実績なし													

< 監査等の種類 >

監査等の種類		関係法令	実施方法等	監査対象（機関等）
外部監査 （経営管理部所管）	包括外部監査	法第252条の27以下	<p>監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能について住民の信頼を高めることをねらいとした制度です。</p> <p>毎会計年度、特定のテーマを決めて行われます。</p> <p>なお、外部監査人との契約締結や指摘等に対する改善の措置状況を取りまとめる事務等は、経営管理部の所管となっています。</p>	<p>県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所及び財政的援助団体等</p>
	個別外部監査		<p>特定の事件について選挙権者、議会、長、住民の請求・要求により監査委員の監査に代えて行われます。</p>	

< 参考 > 上記のほか、次の活動も行っています。

区分	関係法令 (注1)	実施方法等
監査委員協議会	<p>法第199条第12項</p> <p>法第233条第4項、公企第30条第5項、健全化法第3条第2項、第22条第3項</p> <p>法第242条第11項</p>	<p>監査委員の合議により、監査の結果や決算審査意見等に関する決定を行います。</p>
監査結果の報告と公表	法第199条第9項	<p>監査結果について、県議会や知事等に報告し、県公報で公表しています。</p>
監査結果に対する監査対象機関の措置状況の公表	法第199条第14項	<p>監査の結果に基づき、監査対象機関が講じた措置の内容を、県公報で公表しています。</p>
監査情報の提供	—	<p>監査方針、監査計画、監査結果等をホームページや監査年報に掲載しています。</p>

(注1) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律
記載の条項は令和2年4月1日現在で施行されている条項です。

3 監査委員の状況

監査委員は、地方自治法に基づいて、識見を有する者及び議員のうちから、知事が議会の同意を得て4人を選任します。本県では、条例で議員から選任する監査委員は2人とされ、識見の監査委員2人は常勤と定められています。

令和2年度に係る監査委員は、次のとおりです。

選任区分	勤務区分	氏名	任期	備考
識見	常勤 (代表)	青木 清高	H24.11.1～R2.10.31 (再任H28.11.1～)	代表就任 H28.4.1～R2.10.31
識見	常勤 (代表)	森 裕	R2.4.1～R6.3.31	委員就任 R2.4.1～ 代表就任 R2.11.1～
識見	常勤	渡邊 芳文	R2.11.1～R6.10.31	
議員	非常勤	鳥澤 由克	R2.5.20～R3.5.19	終期は委員の辞職による
議員	非常勤	田口 章	R2.5.20～R3.5.19	終期は委員の辞職による
議員	非常勤	和田 篤夫	R元.5.20～R2.5.19	終期は委員の辞職による
議員	非常勤	曳田 卓	R元.5.20～R2.5.19	終期は委員の辞職による

(参考)

1 監査委員の職務

監査委員は、法により地方公共団体が必ず設置しなければならない執行機関の一つで、公正を確保すべく知事の指揮監督から職務上独立し、知事と対等の立場において監査を実施する独立の機関で、広範な職務権限が与えられています。

監査委員の役割は、県民の信頼と付託のもと、本県の行財政の執行について、住民の福祉の増進に努めているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているかなどに意を用いて、行財政全般について県民目線で監査し指導することにあります。

2 監査委員制度の沿革

(1) 監査委員制度の創設

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)により、監査委員及び事務局の設置並びに監査委員の職務権限について規定されています。

(2) 監査機能の充実

昭和23年以降、法も逐次改正され、監査委員の職務権限の拡充や事務局体制の整備など、監査機能の充実が図られてきました。

(3) 行政監査の導入

平成3年4月の法改正で、財務監査に加え一般の行政事務についても監査の対象とする行政監査の導入が図られました。

(4) 外部監査制度

平成9年6月に法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

(監査委員制度と外部監査制度と相まって地方公共団体の監査機能全体の強化)

(5) 地方公共団体財政健全化法の成立

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)が成立し、監査委員は健全化判断比率等を審査することになりました。

第2 令和2年度の監査結果

1 令和2年度の監査実施状況

監査委員による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別		実施箇所数等	監査対象期間	掲載ページ
財務 監査 ・ 行政 監査	定期監査	本 庁 215箇所	本 庁 令和元年度 出先機関 令和元年度及び 令和2年度期中	14 ※ 行政監査に ついては 40
		出先機関 253箇所 合 計 468箇所 (すべての機関実施)		
財務 監査	随時監査	財務会計監査 25箇所	令和元年度及び令和 2年度期中	36
		うち抜き打ち分 20箇所 工事技術監査 4箇所 合 計 29箇所		
行政 監査	臨時監査	本 庁 2箇所	令和元年度及び令和 2年度期中	36
財政的援助団体 等の監査		41団体	令和元年度	42
決算審査		普通会計（一般・特別） 公営企業会計	令和元年度	48
基金運用状況審 査		県立美術博物館建設基金	令和元年度	53
健全化判断比率 等審査		普通会計、公営企業会計、出資法人 の会計など	令和元年度	54
例月出納検査		普通会計（一般・特別） 歳入歳出外現金 公営企業会計 基金	検査月の前月	57
住民監査請求に 基づく監査		令和2年度は実績なし		58

外部監査人による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別	テーマ	監査対象期間	掲載ページ
包括外部監査	教育の振興に関する施策の財務事務の執行について	令和元年度（原則）	75

（注）令和2年度は、個別外部監査の実施はありませんでした。

(1) 令和2年度の指摘等の状況一覧

区分		実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘等の区分（件数）（注1）											
					指摘				注意				意見			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
定期 監査	知事部局	248	46	61	2	2	1	5	16	16	4	36	4		16	20
	企業局	5	0	0				0				0				0
	がんセンター局	1	1	1				0	1			1				0
	議会事務局	5	0	0				0				0				0
	各種委員会事務局	9	0	0				0				0				0
	教育委員会事務局、教育機関	126	14	15	1		2	3	6		2	8	1		3	4
	警察本部、警察署	74	2	2			1	1	1			1				0
	小計	468	63	79	3	2	4	9	24	16	6	46	5	0	19	24
随時監査		29	2	2	1			1	1			1				0
臨時監査		2	1	1			1	1				0				0
財政的援助団体等		41	3	3				0	3			3				0
計（A）		540	69	85	4	2	5	11	28	16	6	50	5	0	19	24
令和元年度監査実績（B）（注2）		531	90	97	2	3	18	23	8	13	35	56	0	0	18	18
増減（A-B）		9	△21	△12	2	△1	△13	△12	20	3	△29	△6	5	0	1	6

（注1）指摘、注意、意見の区分は、資料（80ページ）を参照してください。

（注2）監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、令和2年度から監査委員事務局長指導事項としています。令和2年度の事務局長指導事項の件数は112件（令和元年度の指導、指導（検討）の合計件数は122件）です。令和2年度との比較のため、令和元年度監査実績の「指摘等の箇所」及び「指摘等の件数」には「指導」、「指導（検討）」を含めていません。

(知事部局の内訳)

計			
財務会計	工事技術	事務事業	計
22	18	21	61
0	0	0	0
1	0	0	1
0	0	0	0
0	0	0	0
8	0	7	15
1	0	1	2
32	18	29	79
2	0	0	2
0	0	1	1
3	0	0	3
37	18	30	85
10	16	71	97
27	2	△41	△12

部局名	指摘等の箇所	指摘等の区分(件数)			
		指摘～意見 計			
		財務会計	工事技術	事務事業	計
知事直轄組織	1	1			1
危機管理部	3			3	3
経営管理部	6	2	1	3	6
くらし・環境部	3			3	3
スポーツ・文化観光部(注3)	4	2	1	3	6
健康福祉部	3	2		2	4
経済産業部	8		4	4	8
交通基盤部	16	13	12	3	28
出納局	2	2			2
計(C)	46	22	18	21	61
令和元年度 監査実績(D)	44	6	11	33	50
増減 (C-D)	2	16	7	△12	11

(注3) 「スポーツ・文化観光部」については、令和2年度に「文化・観光部」から名称を変更しました。

2 定期監査

(1) 監査実施状況

県の本庁及び出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（468箇所）について実施しました。

監査の実施方法は、監査委員が監査対象機関に出向いて行う実地監査と、書類審査により行う書面監査とがあります。

なお、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を外部委託（アウトソーシング）しています。

令和2年度は、合规性の視点からの監査と併せ、最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）についての監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部局の主要事業において、その事業に要した委託料、補助金、負担金に焦点を当て、ヒアリングにより評価を行うことで監査を実施しました。

(イ) 出先機関

AED（自動体外式細動器）の設置及び管理の状況、郵券の在庫、備品の管理状況等について3Eの視点を強化した監査を実施しました。

ア 総括表

（単位：箇所）

区分	令和2年度						令和元年度						増減 (A-B)	
	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託	書面 委託	
知事部局	141	[91]	107	(79) [54]	248	(79) [145]	142	[55]	106	(51) [58]	248	(51) [113]	0	(28) [32]
企業局	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	0	(0) [0]
がん センター局	1	[1]			1	(0) [1]	1	[1]			1	(0) [1]	0	(0) [0]
議会事務局	5	[5]			5	(0) [5]	5	[5]			5	(0) [0]	0	(0) [5]
各種委員会 事務局	9	[7]			9	(0) [7]	9	[4]			9	(0) [4]	0	(0) [3]
教育委員会 事務局、 教育機関	10		116	(96) [55]	126	(96) [55]	9	[9]	116	(87) [47]	125	(87) [56]	1	(9) [Δ 1]
警察本部、 警察署	46		28	(17) [13]	74	(17) [13]	46	[46]	28	(21) [15]	74	(21) [61]	0	(Δ4) [Δ 48]
計	215	(0) [107]	253	(193) [123]	468	(193) [230]	215	(0) [118]	252	(160) [121]	467	(160) [239]	1	(33) [Δ 9]

(注) 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数()書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、74ページを参照してください。

イ 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和2年度								令和元年度								増減 (A-B)	
	本庁	出先機関						計 (A)	本庁	出先機関						計 (B)		
		書面 委託	かい	書面 委託	その他	書面 委託	計 (A)			書面 委託	かい	書面 委託	その他	書面 委託	計 (B)		書面 委託	
知事直轄 組織	7 [7]		2 (2) [1]				9 (2) [8]	7 [7]		2 (1) [1]				9 (1) [1]	0 (1) [7]			
危機管理部	6 [6]		2 (1) [1]				8 (1) [7]	6 [6]		2 (1) [1]				8 (1) [0]	0 (0) [7]			
経営管理部	14 [14]		12 (8) [6]	1 (1) [1]			27 (9) [20]	14 [14]		12 (6) [6]	1 [1]			27 (6) [7]	0 (3) [13]			
くらし・ 環境部	16 [16]		4 (3) [1]	4 (3) [1]			24 (6) [2]	16 [16]		4 (3) [2]	4 (2) [2]			24 (5) [20]	0 (1) [Δ 18]			
スポーツ・ 文化観光部	16 [16]		4 (3) [1]				20 (3) [1]	17 [17]		4 (3) [3]				21 (3) [20]	Δ 1 (0) [Δ 19]			
健康福祉部	18 [18]		15 (14) [9]	18 (18) [17]			51 (32) [26]	18 [18]		16 (8) [7]	18 (4) [13]			52 (12) [38]	Δ 1 (20) [Δ 12]			
経済産業部	31 [31]		27 (22) [11]	6 (3) [2]			64 (25) [44]	31 [31]		26 (17) [13]	5 (4) [3]			62 (21) [16]	2 (4) [28]			
交通基盤部	29 [29]		12 (1) [4]				41 (1) [33]	29 [29]		12 (2) [7]				41 (2) [7]	0 (Δ1) [26]			
出納局	4 [4]						4 (0) [4]	4 [4]						4 (0) [4]	0 (0) [0]			
企業局	3 [3]		2 (1) [1]				5 (1) [4]	3 [3]		2 (1) [1]				5 (1) [4]	0 (0) [0]			
がん センター局	1 [1]						1 (0) [1]	1 [1]						1 (0) [1]	0 (0) [0]			
議会事務局	5 [5]						5 (0) [5]	5 [5]						5 (0) [0]	0 (0) [5]			
各種委員会 事務局	9 [7]						9 (0) [7]	9 [4]						9 (0) [4]	0 (0) [3]			
教育委員会 事務局、 教育機関	10 [9]		116 (96) [55]				126 (96) [55]	9 [9]		116 (87) [47]				125 (87) [56]	1 (9) [Δ 1]			
警察本部、 警察署	46 [46]		28 (17) [13]				74 (17) [13]	46 [46]		28 (21) [15]				74 (21) [61]	0 (Δ4) [Δ 48]			
計	215 (0) [107]		224 (168) [103]	29 (25) [20]			468 (193) [230]	215 (0) [118]		224 (150) [102]	28 (10) [19]			467 (160) [239]	1 (33) [Δ 9]			

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数[]書きで内数。なお、アウトソーシングについては、74ページを参照してください。
- 「かい」とは、県の出先機関で予算の令達を受けて歳出予算を執行し、歳入を収納する知事部局の出先機関、学校、警察署等を指します。「その他」とは、「かい」に附設された機関で、健康福祉センターに附設される「保健所」などの出先機関を指します。
- 「スポーツ・文化観光部」については、令和2年度に「文化・観光部」から名称を変更しました。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

定期監査実施箇所数	468箇所
指摘等の箇所数	63箇所 (13.5%)

(注) 定期監査実施箇所数には、かいに附設された機関の数も含まれています。

(イ) 件数

区分	指摘等の区分 (件数)			
	指摘	注意	意見	計
財務会計	3	24	5	32
工事技術	2	16		18
事務事業	4	6	19	29
計	9	46	24	79

(注) 「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(80ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和2年度の件数は103件です。

イ 指摘等の内容(詳細は別紙「指摘等の概要」(20ページから35ページ)のとおり)

(ア) 指摘(9件)

a 財務会計(3件)

(a) 収入関係(2件)

- ・ 事務放置による不動産取得税の著しい課税遅延(沼津財務事務所)
- ・ 河川占用料等に係る不適切な事務処理(袋井土木事務所)

(b) 契約関係(1件)

- ・ 委託業務等に係る不適切な会計事務処理(三島南高等学校)

b 工事技術(2件)

- ・ 建設工事現場等における第三者事故の多発(中遠農林事務所)
- ・ 建設工事現場等における第三者事故等の多発(下田土木事務所)

c 事務事業(4件)

- ・ 訓練装置の破断事故の発生(消防学校)
- ・ 実習室での火災の発生(御殿場高等学校)
- ・ 部活動費の不適切な管理(磐田西高等学校)
- ・ 公安委員会の意思決定のない一時停止標識の設置(交通規制課)

(イ) 注意(46件)

a 財務会計(24件)

(a) 収入関係(5件)

- ・ 河川占用料等に係る不適切な事務処理(沼津土木事務所)
- ・ 河川占用料の徴収誤り(静岡土木事務所)
- ・ 河川占用料の徴収誤り(島田土木事務所)
- ・ 港湾施設用地の占用許可に係る不適切な事務処理(田子の浦港管理事務所)

- 授業料の口座振替における徴収誤り（湖西高等学校）
- (b) 支出関係（5件）
 - 母子・父子福祉協力員に対する報酬の算定誤り（東部健康福祉センター）
 - 源泉徴収税額の記載誤り（集中化推進課）
 - 通勤手当の認定誤り（がんセンター局）
 - 補助金支出における債主誤り（健康体育課）
 - 住居手当の認定誤り（吉原工業高等学校）
- (c) 契約関係（9件）
 - 業務委託の不適切な変更事務（総合政策課）
 - 業務委託における収支報告書の未徴収（ふじのくに地球環境史ミュージアム）
 - 業務委託に係る不適切な契約事務（こども未来課）
 - 建設工事における不適切な契約変更事務及び積算（沼津土木事務所）
 - 建設工事における不適切な契約変更事務（同様事案の再発）（島田土木事務所）
 - 業務委託の不適切な契約（浜松土木事務所）
 - 業務委託の不適切な履行確認（社会教育課）
 - 業務委託の不適切な契約変更事務及び履行確認（浜松南高等学校）
 - 業務委託の不適切な履行確認（天竜警察署）
- (d) 財産関係（3件）
 - 車検切れ公用車の使用（河川砂防局）
 - 建物の取壊しに係る不適切な事務処理（浜松土木事務所）
 - その他金券類の不適切な管理（浜松西高等学校）
- (e) その他（2件）
 - 徴収委託に係る不適切な事務処理（ふじのくに地球環境史ミュージアム）
 - 例月指導検査における注意事項等の多発（島田土木事務所）
- b 工事技術（16件）
 - 建設工事の不適切な設計（下田財務事務所）
 - 建設工事における不適切な監督業務及び設計変更事務（観光政策課）
 - 建設工事現場における第三者事故等の多発（東部農林事務所）
 - 建設工事現場における第三者事故の発生（富士農林事務所）
 - 建設工事の不適切な工事計画（中遠農林事務所）
 - 業務委託の不適切な発注計画（港湾振興課）
 - 建設工事現場等における第三者事故等の多発（熱海土木事務所）
 - 建設工事現場等における第三者事故等の多発（沼津土木事務所）
 - 業務委託における不適切な発注計画（島田土木事務所）
 - 補償工事に必要となる協議の未実施及び補償工事承諾書の未受領（同様事案の再発）
（島田土木事務所）
 - 建設工事現場等における第三者事故等の多発（島田土木事務所）
 - 建設工事の不適切な工事計画（袋井土木事務所）
 - 修補指示工事の発生による完成遅延（同様事案の再発）（袋井土木事務所）

- 建設工事現場等における第三者事故等の多発（袋井土木事務所）
 - 建設工事現場等における第三者事故等の多発（浜松土木事務所）
 - 建設工事現場における第三者事故等の多発（清水港管理局）
- c 事務事業（6件）
- 商業動態統計調査票等の紛失（法務文書課、統計調査課）
 - 私立学校認可事務における処理遅延事案の発生（私学振興課）
 - 非常勤職員の年次有給休暇付与日の誤り（同様事案の再発）（農地計画課）
 - 会計書類の紛失（熱海土木事務所）
 - 非常勤職員の基本報酬単価の算定誤り（教育総務課）
 - 会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り（同様事案の再発）（静岡農業高等学校）
- (ウ) 意見（24件）
- a 財務会計（5件）
- 自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について（経営管理部）
 - 交通基盤部における不適切な事務処理多発に対する再発防止について（交通基盤部総務課、経理課）
 - 不適切な事務処理の再発防止について（島田土木事務所）
 - 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理について（用度課）
 - 自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について（教育総務課）
- b 事務事業（19件）
- 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の利用拡大（危機情報課）
 - 静岡県消防協会運営費補助金の有効活用（消防保安課）
 - 新たな公文書管理制度の検討（法務文書課）
 - 職員のコンプライアンス対策の推進（人事課）
 - 移住・就業支援事業費補助金の活用促進（くらし・環境部企画政策課）
 - 静岡県耐震改修促進計画の推進（建築安全推進課）
 - 自然ふれあい施設の適正な管理・運営（環境ふれあい課）
 - アスリート等雇用支援事業への補助金の有効活用（スポーツ振興課）
 - 私立学校安全教育推進事業費補助金の有効活用（私学振興課）
 - 介護人材の確保（介護保険課）
 - 保育士確保対策の推進（こども未来課）
 - 静岡ものづくりインストラクターの活用（商工振興課）
 - 農業・林業を支える人材の確保・育成（農業ビジネス課、林業振興課）
 - 水産イノベーション対策推進事業費補助金の有効活用（水産振興課）
 - 建設工事等の安全対策の取組（工事検査課）
 - 河川災害における総合的な対策の推進（河川企画課、土木防災課）
 - ICT教育の推進（教育政策課）
 - 県立学校施設の老朽化対策（教育施設課）
 - 運動部活動の効率的・効果的な実施（健康体育課）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和2年度に指摘等（79件）を行った63機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘、注意及び意見に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘（9件）を行った9機関の改善措置状況は、59ページから67ページまでに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[定期監査]

1 指摘9件

(1) 財務会計3件

ア 収入関係2件

監査箇所	区分	概要	
沼津財務事務所	指摘	件名	事務放置による不動産取得税の著しい課税遅延
		内容	令和2年6月に納税者からの問い合わせにより、平成26年に取得された家屋1件について、現地調査を実施し取得者に評価額を連絡したものの課税を行わず放置していたことが発覚し、平成25年から26年にかけて取得された別の家屋1件についても同様に放置していた。当事案2件の課税については、令和2年度と著しく遅延した。
袋井土木事務所	指摘	件名	河川占用料等に係る不適切な事務処理
		内容	平成26年度から令和元年度までの河川占用料5件について誤りがあり、過徴収1,124,500円、還付加算金52,000円が発生していた。また、平成22年度から令和元年度までの道路占用4件について、県管理道路を市町へ移管した後にも占用許可を更新し占用料を徴収していた。

イ 契約関係1件

監査箇所	区分	概要	
三島南高等学校	指摘	件名	業務委託等に係る不適切な会計事務処理
		内容	<p>三島南高等学校の職員は、委託料等の支払いや電気使用料の調定漏れを起し、それを隠蔽するため、支払いの根拠となる支出負担行為の減額や自費での支払いなど複数の不適切な会計事務を行っていた。</p> <p>また、上司も不適切な事務処理に気が付かないなど業務管理が不十分であった。不適切な会計処理は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清掃業務委託において、令和2年3月作業分の委託料の支出負担行為を無断で減額し、未払いとなった。また、清掃業務委託で発生する汚泥の処分費の会計書類を作成せず、不適切な事務処理を隠すため、自費で支払いを行った。 2 自動販売機及び空調機の電気料の調定に当たり、使用量をねつ造し、実態とは異なる電気使用量に基づき調定を行った。 3 令和元年10月分の自動販売機の電気使用料について、自動販売機設置者あての納入通知書を紛失し、通知書を発見した2年4月に自費で支払いを行った。 4 空調修繕工事等の支払を行わず、それを隠すため支出負担行為を減額し、関係書類を紛失した。

(2) 工事技術2件

監査箇所	区分	概要	
中遠農林事務所	指摘	件名	建設工事現場等における第三者事故の多発
		内容	令和元年度に実施した建設工事において、第三者事故が5件（人身1件、物損4件）発生した。
下田土木事務所	指摘	件名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
		内容	令和2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が4件、工事関係者事故が2件発生していた。

(3) 事務事業4件

監査箇所	区分	概要	
消防学校	指摘	件名	訓練装置の破断事故の発生
		内容	令和元年11月、静岡県消防学校における消防職員専科教育警防科の実科訓練中、濃煙熱気実火災訓練装置のコンテナ天井部が破断し、修繕に約1千万円を要した。事前の安全確保が不十分であったため事故を予見できず、重大な人的被害が生じた可能性もあり、訓練の安全管理に問題があった。
御殿場高等学校	指摘	件名	実習室での火災の発生
		内容	令和元年10月、御殿場高等学校工作室において、実習担当教員が不在になった際、レーザー加工機から出火し、加工機の一部及び加工機周辺が延焼し、煙を吸った教員4名及び生徒1名が近隣の病院に救急搬送された。これにより、加工機(購入額1,541,378円)の焼失、建物の一部が損傷したことによる修繕費用442,970円の損害を与えた。
磐田西高等学校	指摘	件名	部活動費の不適切な管理
		内容	磐田西高等学校の教諭は、顧問を務める部活動の父母会から県外遠征費として預かった部活動費約340万円のうち、約30万円を遠征期間中に紛失した。 また、遠征終了後に、残金を自己預金口座及び現金で管理し、必要もなく引き出すなど不適切な管理を行い、自宅に置いていた遠征費用の残金約120万円が盗難にあった。
警察本部 交通部 交通規制課	指摘	件名	公安委員会の意思決定のない一時停止標識の設置
		内容	平成30年3月から令和2年5月までの間、安倍川駅東口付近交差点に、県公安委員会の決定を受けることなく一時停止標識を設置し、効力のない標識により交通取締りを行った。

2 注意46件

(1) 財務会計24件

ア 収入関係5件

監査箇所	区分	概要	
沼津土木事務所	注意	件名	河川占用料等に係る不適切な事務処理
		内容	平成27年度から令和元年度までの河川占用料19件について誤りがあり、徴収不足415,200円が発生していた。 また、平成27年度から令和元年度までの道路占用料4件について、県管理道路を市町へ移管した後にも占用許可を更新し占用料を徴収していたことから過徴収6,660円が発生していた。 さらに、令和元年度の港湾占用料91件について、消費税引き上げ前の単価で占用許可したため、徴収不足129,944円が発生していた。
静岡土木事務所	注意	件名	河川占用料の徴収誤り
		内容	平成26年度から令和元年度までの河川占用料5件について誤りがあり、過徴収170,700円及び還付加算金5,700円が発生していた。
島田土木事務所	注意	件名	河川占用料の徴収誤り
		内容	平成27年度から29年度までの河川占用料24件について誤りがあり、過徴収333,900円、還付加算金1,000円が発生していた。

監査箇所	区分	概要	
田子の浦港 管理事務所	注意	件名	港湾施設用地の占用許可に係る不適切な事務処理
		内容	平成31年4月から令和元年7月までの港湾施設用地占用料6件406,711円について調定の手続きを、また、令和元年8月から10月までの港湾施設用地4件の占用について、占用許可の手続き(2件22,698円を含む)を行っていなかった。
湖西高等学校	注意	件名	授業料の口座振替における徴収誤り
		内容	令和2年度第1期の授業料の口座振替において、誤って49件、1,940,400円の過徴収が発生した。

イ 支出関係5件

監査箇所	区分	概要	
東部健康福祉センター	注意	件名	母子・父子福祉協力員に対する報酬の算定誤り
		内容	東部健康福祉センター管内で県知事が委嘱している「母子・父子福祉協力員」のうち36人について、平成30年度の報酬額を誤って算定し支給していた。支給超過は35人246,240円、支給不足は1人82,620円であった。
出納局 集中化推進課	注意	件名	源泉徴収税額の記載誤り
		内容	平成26年分から令和元年分の源泉徴収票の交付に際し、集中化推進課が年末調整の作業を行わない21人に対し、誤った源泉徴収税額を記載した源泉徴収票を交付した。
がんセンター局	注意	件名	通勤手当の認定誤り
		内容	通勤手当の認定に誤りがあり、平成27年度から長期に渡り通勤手当の是正がされず過払いが生じていた。 また、平成30年4月から算定を誤り通勤手当に多額の過払いが発生していた。
教育委員会 事務局 健康体育課	注意	件名	補助金支出における債主誤り
		内容	平成30年度静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金について、本来、吉田町会計管理者口座に振り込むべきところ、誤って吉田町長の個人口座に振り込み、債主誤りによる過年度返納金及び過年度支出金が発生し、年度内の支払いが出来なかった。
吉原工業高等学校	注意	件名	住居手当の認定誤り
		内容	住居手当の認定の際、家賃無料期間があり住居手当の支給要件を満たしていないが、誤って認定したため手当の過払い(21,500円)が発生していた。 また、所属では支給の誤りを把握していたが、修正を行わなかった。

ウ 契約関係9件

監査箇所	区分	概要	
知事直轄組織 政策推進局 総合政策課	注意	件名	業務委託の不適切な変更事務
		内容	「今後の県土形成及び富士山静岡空港を核とする地域づくりのあり方検討業務委託」において、契約変更に当たり業務内容の変更に関する受託者との協議内容の記録が作成されず、協議結果の管理監督者の決裁もなされていなかった。 また、変更契約締結の時期が大幅に遅延していた。

監査箇所	区分	概要	
ふじのくに 地球環境史 ミュージアム	注意	件名	業務委託における収支報告書の未徴収
		内容	ふじのくに地球環境史ミュージアム内ミュージアムショップ営業に関する業務委託契約において、事業年度終了後2か月以内に受託者から提出させる収支報告書を平成29年度以降徴収していなかった。
健康福祉部 こども未来局 こども未来課	注意	件名	業務委託に係る不適切な契約事務
		内容	令和元年度の保育士等働き方改革推進事業業務委託について、契約書で定められた「委託業務実施計画書」等を受託者から徴収していなかった。 また、仕様書等に記載された内容に変更があったにもかかわらず、必要な変更契約を締結していなかった。あわせて、契約書等に基づく実績確認を行っておらず、履行確認が不十分なまま、委託料を支払っていた。
沼津土木事務所	注意	件名	建設工事における不適切な契約変更事務及び積算
		内容	令和元年度から2年度に実施した消毒棟・放流ポンプ棟の耐震補強工事において、契約変更手続の時期が適切でなかった。 また、当初積算の違算に気付かないまま入札を行い、契約に至った。
島田土木事務所	注意	件名	建設工事における不適切な契約変更事務（同様事案の再発）
		内容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和元年度から2年度に実施した河川災害復旧工事において、債務負担行為（ゼロ債）の議決を根拠とした工事であるため契約変更手続を令和元年度中に行わなければならないところ、2年度の5月に行い、時期が適切でなかった。
浜松土木事務所	注意	件名	業務委託の不適切な契約
		内容	債務負担行為（ゼロ債）の議決を根拠として入札執行したが、低入札調査に時間を要し翌年度になり、入札不成立であったにもかかわらず契約を締結した。
教育委員会 事務局 社会教育課	注意	件名	業務委託の不適切な履行確認
		内容	令和元年度の青少年交流スペース「アンダンテ」設置運営業務委託契約において、全額前金払いにもかかわらず、受託者から提出された1年間分の、「委託業務月例報告書」及び「委託業務実績報告書」について、課内での履行確認を行っていなかった。
浜松南高等学校	注意	件名	業務委託の不適切な契約変更事務及び履行確認
		内容	浜松南高等学校は、同校及び新居高等学校等11校の消防用設備等の保守点検業務委託に係る契約事務を一括で行っている。新居高等学校の消火器点検に関し、実態と異なる仕様書により契約し、その修正に関わる契約変更事務が遅延していた。 また、誤った数量が記載された報告書をそのまま受理し委託料を支払っていた。
天竜警察署	注意	件名	業務委託の不適切な履行確認
		内容	消防用設備等保守管理業務委託において、仕様書に定められた点検数量を満たしていなかったにもかかわらず「委託業務完了報告書」をそのまま受理し、委託料を支払っていた。

工 財産関係3件

監査箇所	区分	概要	
交通基盤部 河川砂防局	注意	件名	車検切れ公用車の使用
		内容	令和元年9月28日から10月4日までの間に3回、無車検で公用車を使用していた。

監査箇所	区分	概要	
浜松土木事務所	注意	件名	建物の取壊しに係る不適切な事務処理
		内容	浜松土木事務所では、行政財産の用途廃止及び取壊しの決裁を得ることなく、旧天竜土木事務所佐久間支所の庁舎を取り壊した。
浜松西高等学校	注意	件名	その他金券類の不適切な管理
		内容	平成27年度にiTunesカード(1,500円券×10枚)を取得、同年度中にそのうち4,800円を使用した。その「その他金券類受払簿」における当該払高について記載をせず、その後も利用残高と帳簿残高の照合が行われず、4年以上にわたって金券類の適正な管理が行われていなかった。

オ その他2件

ふじのくに地球環境史ミュージアム	注意	件名	徴収委託に係る不適切な事務処理
		内容	地方自治法施行令に規定する徴収事務の委託を行っている図書等売払代金の収入について、平成29年度以降、財務規則の規定による出納者への報告を求めていなかった。 また、当該委託契約書において、業務の報告手続だけでなく売払代金の管理方法、図録等の管理方法、個人情報保護等、規定すべき事項を記載せず業務委託を行っていた。
島田土木事務所	注意	件名	例月指導検査における注意事項等の多発
		内容	令和元年度における例月指導検査において、注意事項等が30件と多発しており、同様の誤りが複数月にわたり繰り返し発生している。また、例月指導検査で指摘された事項が改善に結びついておらず、令和2年度においても類似した誤りによる注意事項等が複数発生している。

(2) 工事技術 16件

監査箇所	区分	概要	
下田財務事務所	注意	件名	建設工事の不適切な設計
		内容	令和2年度に実施した網戸設置工事において、構造上の安全性を確認しないまま設計を行い、これに基づき施工した。
スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課	注意	件名	建設工事における不適切な監督業務及び設計変更事務
		内容	令和元年度に実施した河津歩道県有観光施設維持補修事業工事において、工程管理に係る受注者への指示が適切でなかった。 また、具体的な理由を記さずに変更契約を行ったことに加え、工期内に変更契約を締結しなかった。
東部農林事務所	注意	件名	建設工事現場における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度及び2年度に実施した建設工事において、第三者事故(物損)が1件、工事関係者事故が2件発生していた。
富士農林事務所	注意	件名	建設工事現場における第三者事故の発生
		内容	令和元年度に実施した建設工事で第三者事故(人身及び物損)が1件、第三者事故(物損)が1件発生した。
中遠農林事務所	注意	件名	建設工事の不適切な工事計画
		内容	令和元年度に実施した畑地かんがい工事において、市による誤った登記の修正を待たずに工事を発注したため、一部の工事を取りやめることにより契約額4,587万円が約6割減額となり、工期が約11か月延長され、取りやめた工事については着手の目途が立たないなど工事計画に大幅な変更が生じた。

監査箇所	区分	概要	
交通基盤部 港湾局 港湾振興課	注意	件名	業務委託の不適切な発注計画
		内容	令和元年度に実施した清水港日の出4号上屋耐震補強工事実施設計業務委託において、関係機関と十分協議を行わないまま発注を進めたことから、本業務委託の発注後に、耐震補強計画の追加検討が必要となり、当初契約に係る業務委託の実施時期が大幅に遅延した。
熱海土木事務所	注意	件名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が2件、工事関係者事故が1件発生していた。
沼津土木事務所	注意	件名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が10件、工事関係者事故が1件発生していた。
島田土木事務所	注意	件名	業務委託における不適切な発注計画
		内容	令和元年度に実施した橋梁補修設計業務委託において、事前調査が不足し、本来必要のない業務を発注したため、業務量の3分の1が削減されたことに加え、契約額約8百万円が3割程度減額されるなど、大幅に業務内容が変更された。
島田土木事務所	注意	件名	補償工事に必要となる協議の未実施及び補償工事承諾書の未受領（同様事案の再発）
		内容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和元年度から2年度に実施した補償工事において、事前に必要な協議を実施していないことに加え、地権者から補償工事承諾書を受領せずに工事を施行し、用地事務取扱要領で規定する手順を遵守していなかった。
島田土木事務所	注意	件名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が4件、工事関係者事故が2件（うち、作業員1名の死亡事故1件）発生していた。
袋井土木事務所	注意	件名	建設工事の不適切な工事計画
		内容	令和元年度に実施した橋梁塗装改修工事において、既存塗膜の成分調査等を行わないまま工事発注したため、発注後実施した調査において有害物質が確認され、塗り替えを中止し翌年度発注とするなど工事計画に大幅な変更が生じた。
袋井土木事務所	注意	件名	修補指示工事の発生による完成遅延（同様事案の再発）
		内容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、平成30年度に実施した二級河川ぼう僧川護岸工事において、施工管理が適正でなく、出来形が設計図書に適合していなかったことから、修補指示による手直し工事が発生し、完成期日が1か月程度遅延した。
袋井土木事務所	注意	件名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が6件、工事関係者事故が1件発生した。
浜松土木事務所	注意	件名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が1件、工事等関係者事故が2件発生した。

監査箇所	区分	概要	
清水港管理局	注意	件名	建設工事現場における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度に実施した建設工事において、第三者事故（物損）が2件、工事関係者事故が1件発生した。

(3) 事務事業6件

監査箇所	区分	概要	
経営管理部 総務局 法務文書課 ICT推進局 統計調査課	注意	件名	商業動態統計調査票等の紛失
		内容	県あてに郵送された商業動態統計調査票2通、経済産業省生産動態統計調査票2通及び統計調査員の従事に係る承諾書1通を紛失した。
スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課	注意	件名	私立学校認可事務における処理遅延事案の発生
		内容	平成30年7月5、6日に学校法人から提出を受けていた寄附行為変更認可申請書2件について、令和元年12月までの1年半以上の間、担当者が保管し事務処理を行わなかった。
経済産業部 農地局 農地計画課	注意	件名	非常勤職員の年次有給休暇付与日の誤り（同様事案の再発）
		内容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、平成31年度の非常勤職員の年次有給休暇について、平成31年4月1日に付与すべきところ、2か月経過後の6月1日に付与していた。
熱海土木事務所	注意	件名	会計書類の紛失
		内容	令和2年4～6月分の継続的資金前渡計算書、小口現金支出伺及び領収書6件を編さんしたフラットファイル1冊を紛失した。
教育委員会 事務局 教育総務課	注意	件名	非常勤職員の基本報酬単価の算定誤り
		内容	県立高等学校の非常勤職員を採用するに当たり、学校から誤った基本報酬単価が記載された職員採用内申書が提出され、この誤りに気付かないまま任用手続を行い、誤った基本報酬単価で任用決定していた。
静岡農業高等学校	注意	件名	会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り（同様事案の再発）
		内容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和2年度に任用した会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数に誤りがあった。

3 意見 24 件
 (1) 財務会計 5 件

監査箇所	件名及び内容
経営管理部	<p>自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について</p> <p>各総合庁舎をはじめ、他の出先機関においてもAEDの設置が進んでいますが、県有の施設においては、職員を含む県民の命を守る十分な体制を確保しておく必要があり、施設の性質や規模に応じたAEDの設置、適正な管理が求められるところです。現状では、AEDの設置、管理は各出先機関に委ねられていますが、令和2年度に実施した「出先機関等における自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査」の結果、AEDの設置の可否を含め、AED本体の耐用期間の超過や厚生労働省が求める「点検担当者の配置」、「日常点検の実施」などが実施されていない所属が複数確認されており、AEDを一元的に管理、指導を行う部署を明確にし、統一的な対応を図っていく必要があると考えられます。</p> <p>つきましては、経営管理部が中心となって、一元的な管理・指導を行う体制を構築し、各機関に対して、AEDの適正な管理について具体的に指導を行うとともに、今後のAEDの設置、更新に当たっては、全庁的な設置基準を明確にしてAEDの設置が必要な所属に配置を行ってください。</p> <p>また、AEDの導入に当たっては、効率的かつ効果的な方法により導入できるよう検討してください。</p> <p>加えて、各機関においては、設置されたAEDを適切に維持管理し、いつでも使用できるようにしておくとともに、AEDを使用できる人材を増やすことが求められます。いざという場合に備え、職員が率先してAEDの使用方法を習得できるよう努めてください。</p>
交通基盤部 政策管理局 総務課、経理課	<p>交通基盤部における不適切な事務処理多発に対する再発防止について</p> <p>令和2年度の土木事務所の定期監査において、不適切な事案の多発が確認されています。島田土木事務所は7件、袋井土木事務所は4件、沼津土木事務所、浜松土木事務所は3件と多発しており、前回監査において指摘された事項が改善に結びついていない事案も3件発生しており、所属におけるチェック体制や再発防止策が十分でない状況であります。また、多発の要因として、ここ数年の事業量の拡大、異常気象等による水防業務の増加や災害対応に関わる業務量の増加などによる職員の負担の増加が要因の一つと考えられます。</p> <p>つきましては、交通基盤部として、土木事務所における不適切な事務処理が多発した原因を分析するとともに、人員の増加など執行体制を含めた実効的な再発防止策を検討し、早急に対応してください。</p>
島田土木事務所	<p>不適切な事務処理の再発防止について</p> <p>令和2年度の定期監査において、財務関係2件、工事技術関係4件と不適切な事案が多発しており、所属におけるチェック体制等が十分とられていないと考えられます。中でも、工事技術関係の2件は、前回監査において指摘した事項と同様の事案であり、また、財務関係の1件は、例月指導検査において類似する注意事項が複数月で繰り返し発生している事案であることから、監査や例月指導検査で指摘された事項が改善に結びついておらず、再発防止に向けた取組が十分でないと考えます。</p> <p>つきましては、このような事案が多発した原因を把握するとともに、実効的な再発防止策を所属全体として検討し、早急に対策を講じて不適切な事務処理の再発防止を徹底して下さい。</p>

監査箇所	件名及び内容
出納局用度課	<p>自動体外式除細動器（AED）の適切な管理について</p> <p>静岡県財産規則においては、物品を借受ける際には物品借受調書の作成を要するとされていますが、令和2年度に実施した「出先機関等における自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査」において、他団体から借受けたAEDについて、物品借受調書を作成していない不適切な事案が複数確認されています。</p> <p>原因は、購入価格が10万円未満の消耗品であることや、他団体がリース契約したものを借受けたとして物品借受手続きが不要であると誤認していたものであり、適正な事務処理について改めて周知が必要と考えます。つきましては、各機関に対して、静岡県財産規則に沿った適正な事務処理について周知を図るとともに、物品事務指導検査等を活用して注意喚起を行うなど、不適切な事務処理の再発防止に努めてください。</p> <p>また、AEDは、比較的長期間にわたって反復使用に耐える物であり、また、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物品であり、適正な管理が必要であることから、取得価格が10万円未満であっても、パーソナルコンピューター等と同様に備品として定義し、物品台帳に登載して適切に管理することが望ましいと考えられますので、必要な制度改正について検討してください。</p>
教育委員会事務局教育総務課	<p>自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について</p> <p>教育委員会の出先機関において、県立学校を中心にAEDの設置が進んでいますが、県有の施設においては、職員、生徒を含む県民の命を守る十分な体制を確保しておく必要があり、施設の性質や規模に応じたAEDの設置、適正な管理が求められるところです。現状では、AEDの設置、管理は各出先機関に委ねられていますが、令和2年度に実施した「出先機関等における自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査」の結果、AED本体の耐用期間の超過、消耗品の使用期限切れや厚生労働省が求める「日常点検の実施」、「点検記録の作成」などが実施されていない所属が複数確認されており、AEDを一元的に管理、指導を行う部署を明確にし、統一的な対応を図っていく必要があると考えられます。</p> <p>また、県立学校におけるAEDの調達においては、PTA又は後援会の団体会計から借り受けているものが多くを占めていますが、AEDは、生徒や教職員のみならず、地域住民にも活用が見込まれるところであることから、本来、県が計画的に設置を進めるべきであると考えます。つきましては、貴課が中心となって、一元的な管理・指導を行う体制を構築し、各機関に対して、AEDの適正な管理について具体的に指導を行うとともに、今後のAEDの設置、更新に当たっては、財源、調達方法をはじめ、効率的かつ効果的な方法により、教育委員会として計画的な導入について検討してください。</p> <p>加えて、各機関においては、設置されたAEDを適切に維持管理し、いつでも使用できるようにしておくとともに、AEDを使用できる人材を増やすことが求められます。いざという場合に備え、職員が率先してAEDの使用方法を習得できるよう取り組むとともに、県立学校において多くの生徒がAEDの使用方法を習得できるよう努めてください。</p>

(2) 事務事業 19 件

監査箇所	件名及び内容
危機管理部 危機情報課	<p>静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の利用拡大</p> <p>近年発生している豪雨災害において、災害関連の緊急情報が住民避難につながらず、逃げ遅れにより多くの方が犠牲となっていることを踏まえ、県では、緊急防災情報の提供方法の多様化、地域の災害リスクの理解促進、非常時の適切な避難行動の支援を目的として、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を開発し、令和元年6月1日から運用が開始されています。</p> <p>また、令和元年度には、県内在住の外国人が防災情報を正しく理解し、必要な避難行動へとつなげることで安全に暮らしていけるよう、「総合防災アプリ多言語対応改修業務委託」により、11言語に対応した多言語による情報発信機能を追加し、令和2年4月1日から外国人への利用促進を図っているところであります。</p> <p>しかしながら、県内には約10万人の外国人が在住していますが、多言語版総合防災アプリのダウンロード数は、令和2年7月20日現在、360件余であり、利用者数は極めて低位に留まっている状況にあります。</p> <p>総合防災アプリは、災害発生時において、外国人に緊急防災情報を的確に伝える手段となるほか、日頃の防災意識が希薄といわれる外国人の防災意識の高揚にもつながるものと考えられますので、実際に操作体験ができる機会を設けるなど、その必要性や有用性を広め、外国人利用者の拡大に早急に取り組んでください。</p>
危機管理部 消防保安課	<p>静岡県消防協会運営費補助金の有効活用</p> <p>地域防災の中核的役割を担う消防団を取り巻く環境は、団員数の減少や高齢化、サラリーマン団員比率の増加等、非常に厳しい状況にある中であって、消防団の組織強化や団員の資質向上等のための様々な事業を実施している静岡県消防協会の果たす役割は益々重要となっており、県としてもその活動を支援していく必要があることから、毎年、運営費補助金が交付されています。</p> <p>当該補助金を受け実施される各種事業は、団員の知識、技術、活動能力の向上や士気高揚につながるものと一定の評価はできますが、一方で消防団員の数が減り続けているという現状を見ると、補助金をより効果的に活用する仕組みを構築することが求められます。</p> <p>当該補助金は、長期間見直しが行われずに交付されている状況にありますので、補助の目的を明確化し、成果を踏まえて定期的に事業の改善を行うなど、消防団員の確保に向けて、より有効に補助金が活用されるよう補助団体と共に取り組んでください。</p>
経営管理部 総務局 法務文書課	<p>新たな公文書管理制度の検討</p> <p>本県においては、平成30年度から公文書管理制度の見直しに着手し、令和元年度には公文書は県民共有の財産であるということを念頭に、公文書管理に関する条例の制定に向けて引き続き検討を進めています。</p> <p>条例が制定されれば、実施機関において新たな公文書管理制度への移行を速やかにかつ円滑に行う必要があるため、公文書となる文書の作成や廃棄のルールをはじめとする条例の内容を実施機関の職員が十分に理解することが重要です。条例の制定に当たっては、その趣旨や目的、内容等について検討過程の段階から対象職員に対して丁寧な説明・周知に努めてください。</p> <p>文書管理システムの更新については令和元年度に整備方針を策定しましたが、その整備により在宅勤務などの働き方の多様化やペーパーレス化が促進されることが期待されます。今後、整備を進める上で課題となっている電子決裁のルールの方針に当たっては、職員の意見を取り入れるとともに、十分な周知を図り、安全性及び実効性のあるシステムの整備を進めてください。</p>

監査箇所	件名及び内容
<p>経営管理部 行政経営局 人事課</p>	<p>職員のコンプライアンス対策の推進</p> <p>職員のハラスメント相談件数は年々増加している状況の中、令和元年度はハラスメント防止責任者である各部局長代理等を中心に幹部職員に対して研修を実施するなどハラスメント対策に取り組んでいます。国のハラスメント規制関連法の施行や、令和2年7月の「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」の改正に併せて職員に対する同指針の周知を徹底するなど、職員が安心して働ける職場づくりに取り組んでください。</p> <p>交通事故防止対策については、令和元年度には全公用車へのドライブレコーダーの設置、交通事故報告書に事故原因分析シートを追加するなどの取組が行われていますが、公務上の交通事故の発生件数が78件と、前年度とともに過去5年間で最も多い状況となっています。</p> <p>交通事故は県職員の信用失墜につながるものですので、交通事故ゼロを目指してソフト対策及び自動ブレーキ搭載車両の導入などのハード対策により効果的な交通安全対策に早急に取り組んでください。</p>
<p>くらし・環境部 政策管理局 企画政策課</p>	<p>移住・就業支援事業費補助金の活用促進</p> <p>「県及び市町の移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数」の推移を見ると平成27年度は、393人であったが、29年度1,070人、30年度1,291人、令和元年度は、1,283人と3年連続で1,000人以上となり、着実な増加が見られる中であって、東京圏からの本県への移住の促進と、中小企業等の人材確保を目的として、令和元年度に創設された「移住・就業支援事業費補助金」は、今後の更なる移住者の増加に資するものと期待されるところであります。</p> <p>しかしながら、令和元年度の当該補助金の交付決定者は6人と、当初見込みの450人を大きく下回るものであり、補助金の効果が十分発揮されていない状況にあります。</p> <p>補助制度の周知やマッチングサイト「しずおか就職net」への対象企業の登録が進まないなど、改善する余地があると考えられますので、移住検討者への効果的な周知や対象企業の登録促進等に経済産業部と連携して取り組むとともに、引き続き国に対して制度要件の緩和を要望するなど、より多くの移住者の支援に役立つ補助金となるよう、本補助制度の更なる活用促進に努めてください。</p>
<p>くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課</p>	<p>静岡県耐震改修促進計画の推進</p> <p>想定される巨大地震による住宅・建築物の倒壊被害から、一人でも多くの県民の生命を守り被害を軽減するため、プロジェクト「TOUKA1-0」総合支援事業により、住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化を推進しているところであります。</p> <p>多数の者が利用する特定建築物の耐震化率については、これまでの取組の成果もあり、目標の95%に向けて順調な推移が見られます。</p> <p>一方、住宅についても、高齢者世帯等を中心に、耐震化未実施の木造住宅に対する戸別訪問や木造住宅の耐震補強工事に対する助成制度等により、補強済み住宅は順調な増加が見られますが、令和2年8月に発表された平成30年の耐震化率は89.3%であり、依然、約15万2千戸が「耐震性なし」という状況にあることから、令和2年の目標とする「耐震化率95%」の達成は難しい状況にあります。</p> <p>プロジェクト「TOUKA1-0」総合支援事業は「命を守る安全な地域づくり」における重要な施策のひとつです。市町との連携を密にしながら、建築物の耐震化率を大きく伸ばしてきたことは評価するところですが、目標とする耐震化率達成に向け、より一層、命を守る耐震化の促進に努めてください。</p>

監査箇所	件名及び内容
<p>くらし・環境部 環境局 環境ふれあい課</p>	<p>自然ふれあい施設の適正な管理・運営</p> <p>自然ふれあい施設は、県民が自然と直接ふれあう機会を創出するため、昭和40年～60年代を中心に整備されており、施設の老朽化とともに、人口減少やレジャーの多様化などにより、利用者は減少傾向にあることから効率的な管理運営が求められています。</p> <p>特に「県民の森」については、平成30年度に実施された包括外部監査において、平成29年度の利用者一人当りの収支差額が30,000円余となっていることから、「利用者1人当りの税金負担が割高である」として、施設のあり方について検討するよう意見が付されているところであります。</p> <p>これを受け、県では施設の整備方針及び再整備計画の検討を始め、令和2年度中に策定することとしていますが、どれだけ多くの県民に施設が有する価値を提供することができるかという視点のもと、施設の状態を精査したうえで、費用対効果も踏まえ、施設のあり方も含めた整備方針及び再整備計画の策定を進めてください。</p>
<p>スポーツ・文化観光部 スポーツ局 スポーツ振興課</p>	<p>アスリート等雇用支援事業への補助金の有効活用</p> <p>国体上位入賞が期待される優秀なアスリートや主要な大会出場選手の指導実績のある優秀な指導者に県内の就職先を紹介し県内に定着させることで、国体での得点力や県内全体の競技力の向上に寄与することを目的として、平成30年度からアスリート等雇用支援事業を実施する公益財団法人静岡県スポーツ協会に対して補助金を交付しています。</p> <p>令和元年度には、当初10人の雇用を見込んでいたものの、アスリート等と企業の間で雇用条件等のミスマッチが生じ雇用まで至らないケースがあり、6人の雇用と実績が見込みに満たない状況で、競技力を向上させる上で重要な指導者の確保も雇用実績がありませんでした。</p> <p>雇用開始した6人のうち3人が国体に出場し1人は優勝するなど、一定の成果は認められます。</p> <p>今後は公益財団法人静岡県スポーツ協会が、指導者の確保も含めより多くの雇用につなげるため、アスリート等や本事業に参加する企業を開拓し、事業効果をより高められるよう、取り組んでください。</p> <p>また、予算額の半額近くを減額補正しましたが、中途採用の無かった前年度の事業の実績を踏まえて予算計上を行えば減額も少なく抑えられたと思われます。限りある予算を有効的及び効率的に執行できるよう、実態に合わせて精査した予算となるよう取り組んでください。</p>
<p>スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課</p>	<p>私立学校安全教育推進事業費補助金の有効活用</p> <p>令和元年5月の川崎市のスクールバス利用者が被害を受けた事件などを受け策定されました「静岡県子どもの安全確保緊急対策アクション」の取組として、子どもの通学時等の安全確保のため、私立学校等に対してスクールバスの防犯用品整備費用や交通安全指導員配置費用等への補助金を交付しています。</p> <p>9月補正予算による緊急対応で、補助対象となる学校等を160校、48,000千円と見込んでいましたが、既に防犯用品を整備済である等により申請しなかった学校等もあり、実績は85校、20,760千円となりました。</p> <p>限りある予算を有効的に活用するため、ニーズを的確に把握し適正な予算額となるよう取り組んでください。</p> <p>あわせて、子どもの安全確保は、「静岡県子どもの安全確保緊急対策アクション」によるオール静岡の取組であり、子どもを地域全体で見守っていく新しい見守りのシステムと体制の構築が喫緊の課題と言えます。全ての私立学校等で必要な安全対策が実施されるように、当該事業の積極的な利用促進を図り、有効的に活用されて各学校の取組状況を踏まえた効果的な事業となるよう取り組んでください。</p>

監査箇所	件名及び内容
健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課	<p>介護人材の確保</p> <p>団塊の世代が75歳以上になる2025年（令和7年）には、本県における介護人材の不足は8,027人と推計され、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>本県では介護人材確保対策として、平成28年度から介護人材育成事業実施業務委託を行い、介護人材を累計で303人育成し、直接雇用に結びつけています。しかし、介護事業所における離職者のうち約6割強が就職後3年未満の介護職員であることから、県が直接実施している本事業の効果を確認するには、直接雇用後の定着状況を把握することが望まれます。</p> <p>令和2年度も継続して事業を実施していることから、本事業における直接雇用者の定着状況を把握してその有効性を確認するとともに、課題等を整理した中で検証結果を生かして本事業をより実効性の高いものとしてください。</p>
健康福祉部 こども未来局 こども未来課	<p>保育士確保対策の推進</p> <p>保育士等の確保対策については、処遇改善のため創設された国の処遇改善等加算Ⅱに対応するため、本県では平成29年度よりキャリアアップ研修に取り組み、令和元年度には研修方法の改善や国への働きかけにより制度の一部見直しが図られるなど、一定の成果が得られています。</p> <p>また、令和元年度から、勤務環境改善として、ICTを活用した保育士等の働き方改革に取り組んでおります。</p> <p>本取組において保育所等の理解を得られなかったことから、当初見込んだコンサルティング活動を大きく見直しております。これは、保育所等におけるICTの導入状況の把握やICT導入に対する理解度などの把握がなされていなかったことが1つの要因として考えられます。</p> <p>保育士等確保対策の実施に当たっては、対象者である保育所等現場のニーズを把握することが望まれます。今後は、保育所等の現状分析を行い、ニーズを的確に把握するとともに、把握したニーズを事業内容に反映させることにより、実効性のある保育士等の確保対策に取り組んでください。</p>
経済産業部 商工業局 商工振興課	<p>静岡ものづくりインストラクターの活用</p> <p>県内中小企業の生産性向上による企業の競争力の強化、付加価値の向上を図るため、平成27年度から令和元年度まで「静岡ものづくり革新インストラクタースクール事業」に取り組み、5年間で92人のインストラクターを養成し、中小企業に派遣して改善支援を行ってきました。</p> <p>社会経済情勢の変化に合わせ令和2年度から事業を見直し、当該事業は終了しましたが、養成したインストラクターは「静岡ものづくり革新リーダー養成事業」などで引き続き活用していくこととしています。</p> <p>本事業は、インストラクターの養成が最終目的ではなく、養成したインストラクターによる製造現場の生産性の向上がどれだけ図られたのかが成果であるといえます。5年間で養成したインストラクターが、今後、製造現場の生産性向上にどれだけ役立っているのか、フォローアップを行い効果を確認して、製造現場の生産性向上に寄与するように努めてください。</p>

監査箇所	件名及び内容
経済産業部 農業局 農業ビジネス課 森林・林業局 林業振興課	<p>農業・林業を支える人材の確保・育成</p> <p>農業人材の確保・育成を図るため、就農相談から就農現地見学会、短期就農体験の実施や、自営就農希望者への1年間の長期実践研修を実施し、就農までの一連の事業をワンストップで対応、支援しています。</p> <p>令和元年度の「短期農業インターン受入事業」では受入可能な作物や地域の減少により、平成30年度に比べ体験者数・受入日数も減少しており、予算の執行率も3割程度に留まっています。就農希望者にとって、短期就農体験は貴重な機会ですので、ニーズに応えられるよう受入可能な農業経営体の確保に努め、事業の効果的な執行に努めてください。</p> <p>また、「がんばる新農業人支援事業」では研修生の就農率は70.7%、そのうち営農継続率は98.5%であり、直近4年間における新規自営就農者に占める割合は15.8%と新規就農に大きく寄与している一方で、令和元年度の研修生は16人と定員25人を大きく下回っています。</p> <p>新規就農者にとって、就農後の所得や営農継続の状況は貴重な情報ですので、フォローアップにより事業効果を把握し、積極的に情報提供することで、より多くの新規就農者を確保するよう取り組んでください。</p> <p>さらに、新規就農者だけでなく、「林業新規就業者確保促進事業」による新規林業従事者などの人材確保に関しては、移住・転職が一つの課題となっています。移住・転職に関しては、「30歳になったら静岡県！」応援事業等との連携や、移住促進を行うくらし・環境部等他部局との連携を今まで以上に行い、移住・転職に関する相談等の情報が容易に取得できるような効率的、効果的な情報発信に努めてください。</p>
経済産業部 水産・海洋局 水産振興課	<p>水産イノベーション対策推進事業費補助金の有効活用</p> <p>本県の水産業の振興には、漁業者や水産加工業者の所得や利益向上のための魚価向上対策、経営力向上対策、人材確保対策等が重要であるとし、令和元年度に「水産イノベーション対策推進事業費補助金」を創設し、水産事業者等の新たなアイデアの実現を促進することとしました。</p> <p>水産事業者等が経営改善目標を掲げて3年間の計画を策定し、新商品の開発等新たな事業に取り組み、それを関係団体が連携した「水産イノベーション対策支援チーム」が支援するという水産分野では初めての取組であり、初年度から68件の事業が実施されました。</p> <p>本事業では1年目の実績を事業報告書において確認していますが、計画期間である3年間の実績報告を求めておらず、本事業の目的である経営改善の達成状況や、チームによる支援の実効性などを確認できない状況にあります。</p> <p>事業効果を確認することにより、成功事例の他事業者への情報提供や、チームによる継続支援の状況等の確認ができ、より多くの事業者の経営改善につなげることが可能となります。水産事業者等の所得や利益向上につなげるよう、事業の成果、支援の効果等の把握に取り組んでください。</p>

監査箇所	件名及び内容
<p>交通基盤部 建設支援局 工事検査課</p>	<p>建設工事等の安全対策の取組</p> <p>交通基盤部における業務委託及び工事の事故発生件数は、平成 29 年度に 55 件でしたが、平成 30 年度は 37 件、令和元年度は 28 件と減少しており、このうち、工事については、平成 30 年 10 月以降の発注工事から適用を開始した「交通基盤部工事事務事故防止行動計画」による成果が出始めているものと考えられます。</p> <p>しかし、「交通基盤部工事事務事故防止行動計画」の対象外とされている業務委託では、令和元年度において、事故が 8 件発生し、全体事故件数の約 3 割を占めるなど、課題も残されています。</p> <p>一方、県全体に目を向けると、経済産業部における業務委託及び工事の事故発生件数は、平成 29 年度に 3 件、平成 30 年度は 18 件、令和元年度は 14 件と増加傾向を示すなど、他部局等においても、建設工事等における有効な事故防止対策を行うことが求められています。</p> <p>このことから、本県の業務委託及び工事における「死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事故ゼロ」を達成するため、他部局等と主導的に連携し、建設工事等の安全対策に取り組んでください。</p>
<p>交通基盤部 河川砂防局 河川企画課 土木防災課</p>	<p>河川災害における総合的な対策の推進</p> <p>交通基盤部では、危機管理型水位計データの公開、洪水予報河川・水位周知河川である 46 河川における洪水浸水想定区域図の作成、市町が行う洪水ハザードマップ作成に対する支援、危機管理部及び健康福祉部等との連携による要配慮者利用施設避難確保計画作成に向けた市町に対する支援等を行ってきました。</p> <p>しかし、全国各地で過去最大の降雨量が発生するなど災害は激甚化しており、更なる住民避難支援の強化が必要となっています。</p> <p>このことから、洪水予報河川・水位周知河川以外の 473 河川（令和元年度末時点）における洪水浸水想定区域図の作成、危機管理部及び健康福祉部等との連携による要配慮者利用施設避難確保計画作成率 100%に向けた市町に対する支援等、これまでの取組を発展・加速させてください。</p>
<p>教育委員会 事務局 教育政策課</p>	<p>ICT教育の推進</p> <p>教育委員会では、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を推進するため、「学びを拓げる ICT 活用事業」により、令和 3 年度までに、全ての県立学校へ ICT 機器（プロジェクタ、タブレット端末、移動式無線 LAN アクセスポイント）の配備を進めており、令和元年度末の進捗率は 55.5%（全県立学校（分校等を含む）128 校のうち、配備済みは 71 校）となっています。</p> <p>このうち、移動式無線 LAN アクセスポイントの配備については、平成 30 年度に一斉整備を完了し、各校の現有機器を有効活用することになっていましたが、調査の結果、この機器を活用できていない学校が複数あることが判明しました。</p> <p>国の GIGA スクール構想の取組の中で、令和 2 年度には、「新時代の学びを支える教育環境充実事業」により、県立学校全ての普通教室に固定式無線 LAN アクセスポイントが配備されるほか、県立特別支援学校の小・中学部及び県立高等学校の中等部に児童、生徒 1 人 1 台端末が配備されることとなっています。</p> <p>そのため、移動式無線 LAN アクセスポイントのみならず、固定式無線 LAN アクセスポイントについても、学校に活用方法の説明を行うなど有効活用を努めるとともに、今後の ICT 機器の整備全般については、事前に聞き取りを十分に行うことなど、学校現場の実情を把握した上で整備を進めることで、実効性のある取組に努めてください。</p>

監査箇所	件名及び内容
<p>教育委員会 事務局 教育施設課</p>	<p>県立学校施設の老朽化対策</p> <p>教育委員会では、127校（高等学校90校、特別支援学校37校）、1教室の学校施設、延べ床面積にして約150万㎡の建物を保有し、これは、静岡県が保有する施設の約40%に相当します。</p> <p>中でも高度経済成長期を中心に建てられた築40年を超える建物が約40%を占めており、老朽化対策が喫緊の課題となっています。</p> <p>老朽化に伴う大規模改修や建替えに多額の費用が必要となる中、令和元年度に、中長期的な施設整備を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るため、「学校施設中長期整備計画」を策定し、さらには、計画の確実な実施と業務の迅速化・効率化を図り、計画を無駄なく効率的に運用するための「教育FMシステム」を構築し、導入しています。</p> <p>今後は、計画に基づき適切な老朽化対策を進めるとともに、学校の状況等に応じでは、適宜、計画の見直しを図ってください。</p> <p>あわせて、学校現場では、外壁落下や雨漏り、不衛生なトイレ等、生徒等への安全・安心が脅かされる事例も見受けられます。早急な対応が必要な改修については、学校への聞き取りを十分に行い、学校現場の実情を把握した上で、最優先に必要な事後保全にも取り組んでください。</p>
<p>教育委員会 事務局 健康体育課</p>	<p>運動部活動の効率的・効果的な実施</p> <p>平成30年4月に策定した「部活動ガイドライン」は、これまでの教育委員会の取組により、全県下に定着し、多くの市町や県立高校では、個別方針を定め、生徒、保護者、教員、地域の共通理解のもと合理的かつ効率的・効果的な部活動の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>「部活動ガイドライン」では、部活動指導員の活用により、専門的な指導による競技力の向上だけでなく、教員の多忙化や指導時の不安解消を図る上での効果が期待されています。市町ごとに中学校等における部活動指導の充実及び負担軽減を図るため、単独指導、単独引率まで可能な「部活動指導員」の配置促進に取り組んでいます。市町ごとに中学校等における部活動指導の充実及び負担軽減を図るため、単独指導、単独引率まで可能な「部活動指導員」の配置促進に取り組んでいます。市町ごとに中学校等における部活動指導の充実及び負担軽減を図るため、単独指導、単独引率まで可能な「部活動指導員」の配置促進に取り組んでいます。</p> <p>「部活動指導員」の活用を推進する国庫補助事業「市町立中学校部活動指導員配置補助金」については、多くの市町での活用が期待されるものの、令和元年度の交付決定は7市町に留まり、当初予算額も24,560千円から14,863千円の減額が発生しています。</p> <p>また、「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務委託」では、人材バンクの認定指導者の登録数が平成30年度末382人のところ令和元年度末は559人と登録者数は増加しているものの、令和元年度の「学校等紹介依頼者と指導者のマッチング」の実績はわずか1件に留まり、事業の成果は見られません。</p> <p>部活動の実施における、地域の力を活用した教員の負担軽減は、本県の喫緊の課題であることから、今後は、地域の実情等の原因分析を行い、成果目標を設けるなどして、両制度がより多くの学校で活用されるよう、実効性のある取組に努めてください。</p>

3 随時監査・臨時監査

(1) 監査実施状況

随時監査とは、監査委員が必要があると認めるとき、随時で実施する財務会計や工事技術の監査です。

<財務会計監査>

出先機関について、会計事務執行の適正化と監査の牽制効果、有効性を高めるため、現金、預金、郵券類等の金品の現物確認を行い、抜き打ちで20箇所を実施しました。

また、定期監査や財政的援助団体への監査の効果を高めるため、業務委託に係る不適切な事務処理等の事案を対象に監査を行い、5箇所を実施しました。

<工事技術監査>

大規模な建設工事のうち施工途中のものを対象に完成後では調査できない事項の監査や、重大事故や工事事故の多発する監査対象機関を対象に安全管理の実施状況の監査を行い、4箇所を実施しました。

臨時監査とは、定期監査以外で監査委員が必要があると認めるとき、適時に実施する行政監査であり、2箇所を実施しました。

ア 総括表

(単位：箇所)

区分	令和2年度 (A)				令和元年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時監査(事務事業)	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
	財務会計	工事技術										
知事部局	(11)	(2)		(13)	(3)	(6)		(9)	(8)	(△4)	(0)	(4)
	11	4		15	3	8		11	8	△4	4	4
企業局												
がんセンター局												
議会事務局												
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、教育機関	(10)		(2)	(12)	(3)		(4)	(7)	(7)		(△2)	(5)
	10		2	12	3		4	7	7		△2	5
警察本部、警察署	(4)			(4)	(3)		(1)	(4)	(1)		(△1)	(0)
	4			4	3		1	4	1		△1	0
計	(25)	(2)	(2)	(29)	(9)	(6)	(5)	(20)	(16)	(△4)	(△3)	(9)
	25	4	2	31	9	8	5	22	16	△4	△3	9

(注1) ()は書面監査実施箇所数(内数)

(注2) 令和元年度まで随時監査として行われていた事務事業の監査については、令和2年度から臨時監査として実施しています。

イ 部局別表

区分	令和2年度 (A)				令和元年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計	財務 会計	工事 技術	事務 事業	計	財務 会計	工事 技術	事務 事業	計
	財務会計	工事技術										
知事直轄組織												
危機管理部												
経営管理部			(0)	(2)	(2)		(2)	(Δ2)				(Δ2)
			0	2	2		2	Δ 2				Δ 2
くらし・環境部			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(0)			(0)
			0	1	1		1		Δ 1			Δ 1
スポーツ・ 文化観光部(注1)	(2)		(2)				(0)	(2)				(2)
	2		2				0	2				2
健康福祉部	(2)		(2)				(0)	(2)				(2)
	2		2				0	2				2
経済産業部	(5)	(1)	(6)	(1)	(0)		(1)	(4)	(1)			(5)
	5	2	7	1	1		2	4	1			5
交通基盤部	(1)	(1)	(2)		(6)		(6)	(1)	(Δ5)			(Δ4)
	1	2	3		6		6	1	Δ 4			Δ 3
出納局												
企業局	(1)		(1)				(0)					(0)
	1		1				0					0
がんセンター局												
議会事務局												
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、 教育機関	(10)		(2)	(12)	(3)		(4)	(7)	(7)		(Δ2)	(5)
	10		2	12	3		4	7	7		Δ 2	5
警察本部、警察署	(4)		(4)	(3)	(1)		(4)	(1)		(Δ1)		(0)
	4		4	3	1		4	1		Δ 1		0
計	(25)	(2)	(2)	(29)	(9)	(6)	(5)	(20)	(16)	(Δ4)	(Δ3)	(9)
	25	4	2	31	9	8	5	22	16	Δ 4	Δ 3	9

(注1) 「スポーツ・文化観光部」については、令和2年度に「文化・観光部」から名称を変更しました。

(注2) ()は書面監査実施箇所数(内数)

(注3) 令和元年度まで随時監査の中で行われていた事務事業の監査については、令和2年度から臨時監査として実施しています。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

区分	随時監査		臨時監査
	財務会計監査	工事技術監査	行政監査
監査実施箇所数	25箇所	4箇所	2箇所
指摘等の箇所数	2箇所	0箇所	1箇所

(イ) 件数

	指摘	注意	意見	計
随時監査	1	1		2
臨時監査	1			1
計	2	1		3

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(80ページ)を参照してください。
監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和2年度の件数は4件です。

イ 指摘等の内容(詳細は別紙「指摘等の概要」(39ページ)のとおり)

(ア) 随時監査

a 指摘(1件)

- ・ 業務委託の不適切な事務手続(障害者政策課)

b 注意(1件)

- ・ 指定管理業務に係る不適切な事務処理(観光政策課)

(イ) 臨時監査

a 指摘(1件)

- ・ 特定個人情報の不適切な取扱い(高校教育課)

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和2年度に指摘等を行った機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘及び注意に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘(2件)を行った2機関の改善措置状況は、68ページから69ページに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[随時監査]

1 指摘1件

監査箇所	区分	概要	
健康福祉部 障害者支援局 障害者政策課	指摘	件名	業務委託の不適切な事務手続
		内容	平成31年度パラスポーツ王国推進事業業務委託における委託事業実施計画書の日付が空欄となっていた。障害者政策課の担当者が受付日より遡った日付を記入し、同日付の受領印を押していた。 また、前払金請求書についても、提出日付が空欄であったため、同課の担当者が日付を記入し、同日付の受領印を押していた。

2 注意1件

監査箇所	区分	概要	
スポーツ・ 文化観光部 観光交流局 観光政策課	注意	件名	指定管理業務に係る不適切な事務処理
		内容	日本平山頂シンボル施設指定管理業務において、日本平山頂シンボル施設管理業務仕様書のうち休館日の記載に誤りがあった。 また、日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例の規定に反して国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を休館日とする年間運営計画書を受領し、承認していた。

[臨時監査]

1 指摘1件

監査箇所	区分	概要	
教育委員会 事務局 高校教育課	指摘	件名	特定個人情報の不適切な取扱い
		内容	高等学校等就学支援金の認定作業において、学校から高校教育課へ書類送付の過程で特定個人情報が記載された用紙1枚（1人分）が紛失した。 高校教育課は、特定個人情報等取扱規程に基づく、特定個人情報等が記載された書類を取得した際の確実な受領確認を行っていなかった。

4 行政監査

県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうか等について実施します。

(1) 定期監査の中で行うもの

定期監査の中で行う行政監査については、3E（経済性：Economy 効率性：Efficiency 有効性：Effectiveness）を重視して実施しました。

ア 具体的な着眼点・実施方法

新公共経営の理念に基づく行財政運営等への取組状況（総合計画又は施策展開表等の進捗度）や事業の成果及び効果の状況（効果が数値化されないものについても同様とする。）に着眼して監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部局における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心にして監査を実施

(イ) 出先機関

各機関の主要事業及び課題事項を中心にして監査を実施

イ 3Eの視点からの監査の実施

最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）を監査しました。

(ア) 本庁

各部局の主要事業において、その事業に要した委託料、補助金、負担金に焦点を当て、ヒアリングにより評価を行うことで監査を実施しました。

(イ) 出先機関

出先機関の状況に応じ、以下の項目から選定し、3Eの視点を強化した監査を実施しました。

- ・ AED（自動体外式細動器）の設置及び管理の状況
- ・ 債権の管理状況
- ・ 郵券の在庫確認
- ・ 備品の管理状況
- ・ 当該機関所有の携帯電話の使用状況

* 3Eの視点から出先機関に対して実施した「AED（自動体外式細動器）の設置及び管理の状況」の監査において確認された課題を踏まえ、「出先機関等における

自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査について」として取りまとめ、本庁所管課に対して意見を出しました。意見の具体的な内容は27～28ページを参照してください。

また、その他の行政監査の結果については、「2 定期監査 (2) 指摘等の状況 ア 指摘等の件数等 (イ) 件数」(16ページ)の「事務事業」の結果として出されています。具体的には、16～18ページを参照してください。

(2) 臨時監査の中で行うもの

定期監査を待たず、速やかに監査結果を出し、改善措置を促す必要があると判断したとき、適時に実施しました。

* 結果については、「3 随時監査・臨時監査 (2) 指摘等の状況 ア 指摘等の件数等 (イ) 件数」(38 ページ)の「臨時監査」の結果として出されています。具体的には、38 ページを参照してください。

5 財政的援助団体等の監査

(1) 監査実施状況

県の出資率が25%以上の出資団体、県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、公の施設の管理受託者（指定管理者）等の中から選定した団体を対象とし、令和2年度は41箇所について実施しました。

ア 総括表

(単位：箇所)

区分	令和2年度(A)		令和元年度(B)		増減(A-B)	
	書面	委託	書面	委託	書面	委託
出資団体	18 (注2)	(18) [12]	18	(18) [16]	0	(0) [△ 4]
補助団体	19	(19) [15]	18	(18) [12]	1	(1) [3]
貸付団体	1	(1) [1]			1	(1) [1]
指定管理者	3 (注2)	(3) [2]	6	(6) [3]	△ 3	(△3) [△ 1]
計	41	(41) [30]	42	(42) [31]	△ 1	(△1) [△ 1]

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、74ページを参照してください。
- 出資団体18箇所の内、15団体が補助団体、貸付団体又は指定管理者にも該当しています。また、指定管理者の内、1団体が補助団体及び貸付団体にも該当しています。

イ 所管部局別表

(単位：箇所)

区分	令和2年度(A)		令和元年度(B)		増減(A-B)	
		書面 委託		書面 委託		書面 委託
知事直轄組織	1	(1)			1	(1) [0]
危機管理部	1	(1)			1	(1) [0]
経営管理部					0	(0) [0]
くらし・環境部	1	(1) [1]	3	(3) [2]	△ 2	(△2) [△ 1]
スポーツ・文化観光部	18	(18) [14]	14	(14) [11]	4	(4) [3]
健康福祉部	10	(10) [7]	4	(4) [4]	6	(6) [3]
経済産業部	8	(8) [6]	13	(13) [8]	△ 5	(△5) [△ 2]
交通基盤部	2	(2) [2]	5	(5) [4]	△ 3	(△3) [△ 2]
出納局					0	(0) [0]
企業局					0	(0) [0]
がんセンター局					0	(0) [0]
議会事務局					0	(0) [0]
各種委員会事務局					0	(0) [0]
教育委員会事務局、 教育機関			2	(2) [1]	△ 2	(△2) [△ 1]
警察本部、警察署			1	(1) [1]	△ 1	(△1) [△ 1]
計	41	(41) [30]	42	(42) [31]	△ 1	(△1) [△ 1]

(注)

1 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。

なお、アウトソーシングについては、74ページを参照してください。

2 「スポーツ・文化観光部」については、令和2年度に「文化・観光部」から名称を変更した。

ウ 監査箇所一覧

区分	団体種別	団体名	(出資率)	所在地	令和2年度所管課	
■出資団体	(補・指)	公益財団法人 静岡県舞台芸術センター 【静岡県舞台芸術公園】	100.0%	静岡市	スポーツ文化観光・文化政策	
	(指)	公益財団法人 静岡県文化財団 【静岡県コンベンションアーツセンター】	85.1%	静岡市	スポーツ文化観光・文化政策	
	(補)	公立大学法人 静岡県公立大学法人	100.0%	静岡市	スポーツ文化観光・大学	
	(補)	公立大学法人 静岡文化芸術大学	100.0%	浜松市	スポーツ文化観光・大学	
	(補)	公益財団法人 静岡県国際交流協会	86.8%	静岡市	くらし環境・多文化共生	
	(補・貸)	地方独立行政法人 静岡県立病院機構	100.0%	静岡市	健康福祉・医療政策	
	(補)	公益財団法人 静岡県腎臓バンク	48.8%	静岡市	健康福祉・疾病対策	
		公益財団法人 静岡県生活衛生営業指導センター	45.4%	静岡市	健康福祉・衛生	
	(補)	公益財団法人 静岡県障害者スポーツ協会	75.4%	静岡市	スポーツ文化観光・スポーツ振興	
	(補)	公益財団法人 しずおか健康長寿財団	77.0%	静岡市	健康福祉・長寿政策	
	(補)	一般財団法人 マリンオープンイノベーション機構	100.0%	静岡市	経済産業・産業イノベーション	
	(補・貸)	公益財団法人 静岡県産業振興財団	100.0%	静岡市	経済産業・商工振興	
	(補・指)	公益財団法人 ふじのくに医療城下町推進機構 【静岡県医療健康産業研究開発センター】	100.0%	長泉町	経済産業・新産業集積	
	(指)	公益社団法人 静岡県コンテナ輸送振興協会 【静岡県浜松内陸コンテナ基地】	33.3%	浜松市	経済産業・企業立地推進	
	(補)	一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構	100.0%	沼津市	経済産業・農業戦略	
	(補)	公益財団法人 世界緑茶協会	100.0%	静岡市	経済産業・お茶振興	
		公益財団法人 静岡県漁業振興基金	100.0%	静岡市	経済産業・水産振興	
		特別法人 静岡県土地開発公社	100.0%	静岡市	交通基盤・公共用地	
			(計 18箇所)			
	■補助団体	①私学経常費補助等				
幼稚園以外		学校法人	沼津学園		沼津市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	加藤学園		沼津市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	富士学園		富士市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	倉橋学園		浜松市	スポーツ文化観光・私学振興
幼稚園		学校法人	青葉学園		浜松市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	貴庵寺学園		静岡市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	萩丘学園		浜松市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	宮っこ学園		富士宮市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	鴨江寺学園		浜松市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	山崎学園		御殿場市	スポーツ文化観光・私学振興

	②定期的でない事業費補助		
	その他 浜松医療センター	浜松市	健康福祉・疾病対策
	一般社団法人 静岡県商工会議所連合会	静岡市	経済産業・経営支援
	③定期的でない事業費補助（*建設費補助のみ対象）		
	医療法人社団 聡誠会	長泉町	健康福祉・地域医療
	④その他の助成団体		
	公益財団法人 有隣厚生会	御殿場市	健康福祉・地域医療
	社会福祉法人 岳陽会	富士市	健康福祉・介護保険
	株式会社 しずてつジャストライン株式会社	静岡市	交通基盤・地域交通
	その他 環駿河湾観光交流活性化協議会	静岡市	スポーツ文化観光・観光振興
	その他 静岡県原子力発電所環境安全協議会	静岡市	危機管理・原子力健全対策
	その他 北方領土返還要求静岡県民会議	静岡市	知事直轄・地域外交
	(計 19箇所)		
■貸付団体	一般社団法人 ふじさん駿河湾フェリー	静岡市	スポーツ文化観光・観光振興
	(計 1箇所)		
■指定管理者	その他 プラザヴェルデ運営共同事業体グループ【プラザヴェルデ】	沼津市(東京都)	スポーツ文化観光・観光政策
	その他 ASC日本平グループ【日本平山頂シンボル施設】	静岡市(東京都)	スポーツ文化観光・観光政策
(補・貸)	社会福祉法人 聖隷福祉事業団【静岡県立浜松学園】	浜松市	健康福祉・障害者政策
	(計 3箇所)		
合 計	(計 41箇所)		

(注) 1 区分欄の()は、掲載区分以外に、(補)：補助金交付団体、(貸)：資金貸付団体、(指)：指定管理者と重複して実施する団体

2 団体種別 団体名欄の【 】は、指定管理者が管理する施設

3 所在地欄が2段書になっている場合、上段は団体が管理する施設の所在地、下段は団体の所在地を指す。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

監査実施箇所数	41箇所
指摘等の箇所数	3箇所 (7.3%)

(イ) 件数

指摘	注意	意見	計
	3		3

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(80ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和2年度の件数は5件です。

イ 指摘等の内容(詳細は別紙「指摘等の概要」(47ページ)のとおり)

(ア) 注意(3件)

a 財務会計(3件)

- 不適切な予算執行(公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター)
- 現金の照合等の未実施(プラザヴェルデ運営共同事業体グループ)
- 指定管理業務の不適切な事務執行(ASC日本平グループ)

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和2年度に注意(3件)を行った3団体から、改善の措置状況の報告書が提出され、注意に係る報告内容は県公報に掲載しました。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[財政的援助団体等監査]

1 注意3件

監査箇所	区分	概要	
公益財団法人 静岡県生活 衛生営業セ ンター	注意	件名	不適切な予算執行
		内容	令和元年度計算書類を構成する収支計算書及び収支計算書総括表について、会計処理規程第14条に「予算額を超える支出を行ってはならない」と規定されているが、これに反し多数の科目で決算額が補正後の最終予算額を超過した支出となっていた。なお、この状況は、複数年に渡って行われていた。
プラサヴェ ルデ運営共 同事業体	注意	件名	現金の照合等の未実施
		内容	ふじのくに千本松フォーラム(プラサヴェルデ)現金取扱等に関する規程に、手元に保管する現金については毎日、現金出納簿を照合しなければならないと規定されているが、現金出納簿が未整備であり、現金の照合を行っていなかった。また、駐車場のサービス券については、受払表等による管理を行っていなかった。
ASC日本 平グループ	注意	件名	指定管理業務の不適切な事務執行
		内容	令和2年2月11日は、日本平山頂シンボル施設の開館日と条例に規定されているが、誤って休館していた。

6 決算審査及び基金運用状況審査

(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

令和元年度静岡県一般会計及び 11 特別会計

イ 審査の期間

令和 2 年 7 月 21 日から令和 2 年 8 月 28 日まで

ウ 審査の結果

令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認める。

エ 審査の意見

<p>a 健全な財政運営の堅持について</p>	<p>歳入決算額は、県税は減少したものの、国庫支出金の増額等により一般会計全体では前年度に比べ 1.1%増加した。</p> <p>県税の決算額は 4,729 億 8,427 万 1 千円であり、前年度決算額 4,838 億 4,982 万 9 千円に対しては、2.2%、108 億 6,555 万 8 千円の減少であった。これは、輸出関連業種を中心とした企業収益の伸び悩み等により法人二税が前年度に比べ 44 億 4,743 万円（対前年度比△3.0%）減少し、また、政令市への税源移譲の影響により個人県民税が 29 億 3,641 万円（同△2.4%）減少したこと等によるものである。</p> <p>国庫支出金は 1,209 億 5,701 万 3 千円で、前年度決算額 1,077 億 6,318 万 5 千円に対し、131 億 9,382 万 8 千円（同 12.2%）の増加となった。これは、防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策や CFS（豚熱）防疫対策等によるものである。</p> <p>県債は 1,674 億 7,875 万 3 千円で、前年度決算額 1,648 億 8,190 万円に対し、25 億 9,685 万 3 千円（同 1.6%）の増加となった。これは、環衛研整備費債、緊急自然災害防止対策事業費債、減収補填債の発行増等によるものである。</p> <p>歳出決算額では、義務的経費については、前年度と比べ扶助費が 5.0%増加し、歳出全体に占める構成比は 0.4 ポイント増の 10.1%となった。義務的経費全体では 0.5%の増加となり、歳出全体に占める構成比は 0.3 ポイント減の 50.5%となった。</p> <p>投資的経費については、前年度から 9.9%の増加となったが、これは普通建設事業費のうち補助事業費が 117 億 1,891 万 1 千円（14.5%）の増加、直轄事業負担金が 52 億 2,013 万 8 千円（34.7%）の増加となったこと等によるものである。</p> <p>また、その他経費は前年度より 1.8%減少し、歳出に占める構成比も 33.0%と、1.0 ポイント低下した。</p> <p>次に、一般会計の県債残高についてであるが、新ビジョンの目標に設定している通常債の残高は、1 兆 5,615 億 2,066 万 1 千円となり、前年度末より 52 億 1,919 万 8 千円減少し、着実に残高の縮減が図られている一方で、臨時財政対策債の残高は 1 兆 1,525 億 9,984 万 9 千円となり、前年度末より 172 億 2,532 万 1 千円増加した。</p> <p>県の財政構造を示す 7 つの指標を見ると、義務的経費比率と財政力指数は改善したものの、一般財源等比率、自主財源比率及び経常収支比率は前年度に比べて悪化している。特に経常収支比率は 97.1%であり、過去 10 年では平成 28 年度に次ぐ高い値となった。また、実質公債費比率及び将来負担比率は目標値の範囲内を維持しているものの、前年度からは悪化している。</p> <p>財源不足については財政調整用の基金を取り崩すことによりこれを補っているが、取り崩しによる補填額は、令和 2 年度当初予算編成を踏まえた試算における見込み額 100 億円に対し、</p>
-----------------------------	---

	<p>105 億円となった。また、新ビジョンでは令和 3 年度までに財政調整用の基金に頼らない収支均衡を達成することを目標に掲げているが、この試算の結果、令和 3 年度には 38 億円の財源不足が見込まれることとなった。</p> <p>上記の 7 つの指標の推移や財政調整用基金の取崩しの状況等を勘案すると、財政状況は新ビジョンの目標の範囲を維持しているものの、昨年度より厳しい状況になっていると言わざるを得ない。</p> <p>収支均衡に向けた取組においては、義務的経費の増加に見合う歳出の見直しだけではその実現が困難となり、歳入確保、歳出の見直しの取組を更に強化することとしている。加えて今後は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による景気の後退及びそれに伴う税収の落ち込みが見込まれる。これらのマイナス要因を踏まえると、収支均衡の達成のためのプロセスはより厳しいものとなることが予想される。「収支が均衡した財政運営」を達成するため、歳入歳出の抜本的な改革を進め、従来の取組以上に歳入の確保や歳出の見直しを推進されたい。</p> <p>また、国から元利償還金の財源保障があり実質的な地方交付税として扱われているとはいえ、臨時財政対策債の残高が 1 兆 1,500 億円を超え、全体の県債残高の 41.8% を占めるまでに累増していることから、国に対してはあらゆる機会を活用して、中長期的に安定的な税財源の構築、臨時財政対策債の廃止を含めた改革と償還財源の別枠での確保を強力に働きかけられたい。</p>
<p>b 収入未済額の縮減への取組について</p>	<p>収入未済額から徴収猶予等の措置をとったものを除いた実収入未済額が、平成 22 年度の 205 億 6,785 万 2 千円をピークに減少に転じ、令和元年度には 90 億 2,110 万 3 千円と半分にまで縮減していることについて、その取組は評価できる。県税関係、県税関係以外のそれぞれの状況は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>・ 県税関係</p> <p>県税に税外収入の加算金を加えた実収入未済額は 48 億 7,538 万 2 千円となり、前年度に比べ 9.7%、5 億 2,229 万 6 千円の減少となった。特に個人県民税の減少額は 6 億 1,995 万 6 千円となっており、平成 24 年度から市町と協働で進めてきた特別徴収の徹底など、取組の強化に努めてきた成果が現れたものと考えられる。</p> <p>また、個人県民税（均等割・所得割）の収入率は、政令市への税源移譲の影響があるものの平成 24 年度以降の上記取組による滞納繰越額の減少もあって 96.1% となり、前年度より 0.5 ポイント上昇した。収入率の全国順位は、38 位と前年度から順位を上げてはいるが、全国順位が低いという状況は変わっていない。県政運営の自主性を保持する上で県税の確保は重要な命題であり、特に個人県民税の徴収については、まだ工夫の余地があると思われるので、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徴収強化に努められたい。</p> <p>・ 県税関係以外</p> <p>令和元年度の実収入未済額は 41 億 4,572 万 1 千円で、前年度に比べ 0.3%、1,375 万 4 千円の増加となった。</p> <p>未済額の主なものは、1 件が 12 億円を超えるものがあるなど合計で約 18 億 6,311 万 9 千円となっている中小企業高度化資金貸付事業等特別会計に係る貸付金償還金、平成 25 年度に発生した不法投棄に係る 7 億 4,162 万 1 千円の産業廃棄物原状回復代執行費用返納金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、県営住宅に係る公営住宅使用料、生活保護費返還金等である。</p> <p>県税関係以外の未収金については、全庁的な観点から部局を横断して対策に取り組む「税外収入債権管理調整会議」を設置し、平成 23 年度から過年度未収金について、回収目標や整理目標を立て縮減に向けた各種の取組を行っている。令和元年度においては、強制徴収公債権に係る研修会の拡充や債権回収の外部委託対象の拡大等の取組により、実収入未済額が縮減している債権もある一方で、道路応急復旧工事にかかる行政代執行費用等、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金など、新規未収金の発生により実収入未済額が増加しているものもことから、引き続き収入未済の縮減・解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努力されたい。</p>

<p>c 事業繰越の縮減について</p>	<p>翌年度への繰越の状況は、一般会計で740億5,668万7千円、前年度比126.6%と増加した。特別会計については3億7,835万3千円で、前年度比24.1%と減少している。また、一般会計では、台風の影響に伴う工事の遅れによるもの(2件)や、新型コロナウイルスの影響で中国からの部材納入が遅延したことによるもの(4件)など7件7億9,945万1千円の事故繰越が発生している。</p> <p>令和元年度の明許繰越の内訳としては、通常分が平成30年度の補正予算から始まった防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による交通基盤費の増などにより前年度に比べ140億916万6千円増加し、また、追加分(国補正や災害発生に伴う事業の繰越)も台風による被害発生に伴う災害復旧費の増加等により20億9,261万円増加している。</p> <p>事業効果を早期に発揮できるよう、関係機関等との十分な調整を行うなど、的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り、繰越額の縮減に努められたい。</p>
<p>d 不用額について</p>	<p>歳出予算における不用額は、一般会計では、180億985万6千円で、前年度比158.9%、66億7,917万6千円の増加となっている。また、特別会計では、97億6,783万1千円で、前年度比149.9%、32億5,063万5千円の増加となっている。</p> <p>一般会計の内訳の中で増加している主なものは、畜産競争力強化対策整備事業費助成、現年補助災害土木復旧費や社会資本整備総合交付金事業費などである。</p> <p>一方、退職手当、認定こども園等整備事業費助成などは不用額が減少している。</p> <p>また、特別会計の内訳で増加している主なものは、国民健康保険事業特別会計などである。</p> <p>令和元年度の不用額は、一般会計、特別会計いずれも前年度を上回った。その中にはやむを得ない事情によるものもあると思われるが、財政の健全化を推進し財源の有効な活用を図るため、予算の適正額の確保と適時・的確な見直しによる不用額の縮減について、当初予算計上時から精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、今まで以上に効率的な予算執行に努められたい。</p>
<p>e 財務会計事務等の適正な執行について</p>	<p>令和元年度定期監査等においては、政令市への交付金の算定誤りの発生など23件を監査結果として一番重い「指摘」としたほか、電気工事士免状交付申請書の紛失、特殊勤務手当の不正受給等56件を「注意」とした。監査結果は、指導、意見等を含めると全体で219件、前年度に比べ36件の減少となっている。</p> <p>このうち、財務会計に関わるものは、50件であり、前年度より5件減少している。</p> <p>出納局では目的や対象者別に区分を設けて研修を実施するなど、財務会計事務に携わる職員の資質向上に努めており、財務会計に関する監査結果の件数の減少は取組の成果と言えるが、毎年のように発生する事務処理ミスに対しては、担当者の資質向上とともに、事務の適正な執行を確保する体制づくりが重要である。</p> <p>令和2年度からは新たな内部統制制度が開始され、各所属において主体的にリスクの選定、対策を行うこととなっており、正確な会計事務の大切さを認識し、職場内の実効性のあるチェック機能の強化を図ることが期待されている。内部統制制度が有効に働き、適正な事務処理が行われるよう組織をあげて制度や仕組みの再点検を行うなど、適正な会計事務の執行に努められたい。</p>
<p>f 財産管理等について</p>	<p>財産管理に係る事務については、「指摘」となるような重大な誤りはなかったが、不適切な管理により郵券類(レターパック)を亡失し「注意」となった案件が発生したほか、物品借受調書等の未作成、公舎台帳の記載漏れなどの、事務処理上の不適切な事例が散見されている。県有財産は、県民の財産であるという意識をもって適切な管理に努められたい。</p> <p>一方で、県では、平成25年度にファシリティマネジメントの実施方針を作成し、「総量適正化」、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」の4本柱により、経営的な視点から県有施設を総合的に企画・管理・活用する取組を行っている。とりわけ、未利用財産の売却については、平成20年度から5年ごとに売却計画を策定し未利用地の売却を進めてきている。平成30年度を計画初年度とする「県有財産の売却計画」においては、5か年</p>

	<p>で55億6,516万8千円の売却を進めていくこととし、令和元年度は、22億2,556万9千円を売却し、売却計画に対する達成率は59.2%であった。未利用財産は境界確定の状況などにより売却時期が変動したり、計画外であっても新たに売却が可能となることもあるため、毎年度、最新の売却対象を整理した上で、今後も計画的かつ積極的に売却を進められたい。</p> <p>令和元年度は、今後30年間の建替えや集約化等の管理方針及び対策に要する費用を記載した「個別施設計画（公共建築物）」を策定し、公共建築物の総量適正化と長寿命化の取組を計画的に推進することとしている。</p> <p>特に「総量適正化」については30年間で公共建築物の15%の削減を目標としているが、当該目標を早期に達成し、更なる削減に努められたい。</p> <p>また、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」についても、引き続き、積極的に取り組まれたい。</p>
--	---

(2) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

- 令和元年度静岡県工業用水道事業
- 令和元年度静岡県水道事業
- 令和元年度静岡県地域振興整備事業
- 令和元年度静岡県立静岡がんセンター事業
- 令和元年度静岡県流域下水道事業

イ 審査の期間

令和2年7月21日から令和2年8月28日まで

ウ 審査の結果

工業用水道事業ほか4事業の決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、令和2年3月31日現在の財政状況及びその日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認める。

エ 審査の意見

<p>a 工業用水道事業</p>	<p>工業用水道事業は、資産売却益の減少により、当年度純利益が前年度比1億4,783万5千円（45.1%）の減益となったが、純利益1億8,006万9千円を確保した。</p> <p>工業用水道別に見ると、7工業用水道のうち当年度に純損失を計上した工水は、平成30年度に大口受水企業の給水収益の減少の影響を受けた東駿河湾のみとなっている。純利益が前年度より減少した工水は、静清、西遠、湖西の3工水である。うち、西遠は前年度より2億3,502万7千円の減少となったが、これは平成30年度に計上された固定資産売却による特別利益がなくなったためである。</p> <p>一方、年間実給水量を見ると、7工水の合計で前年度比17,204千m^3（9.3%）減少した。今後も水需要の減少や節水技術の向上等により、給水収益が中長期的に減少を続ける可能性が高いことに加え、施設等の老朽化による維持管理費用の漸増は避けられず、経営の圧迫要因となると予想される。</p> <p>このような状況の中、企業局では、平成30年度から10年間の経営の基本計画である「経営戦略（第4期中期経営計画）」を実行している。</p> <p>併せて、コスト縮減に当っては、若手職員によるタスクフォースを設置し、積極的に取り組んでおり、電力調達方法を見直し、2億円のコスト縮減を達成するなど、多くの成果を上げている。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p>
----------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> 「経営戦略（第4期中期経営計画）」に基づいて、施設整備費の縮減や運営コストの削減等による経営基盤の強化に努める一方、新規顧客開拓等に向け、最大限の経営努力を継続されたい。 特に、急速な経営悪化が見込まれる東駿河湾と富士川工水については、再編を含めた施設の効率的な運用や新規需要開拓など経営改善に向けて、早急に対応されたい。 工業用水の安定供給等に資するため、「第5期長期修繕・改良計画」及び「第3期耐震計画」を着実に推進するとともに、計画された大規模施設改修等に併せて、新たな民間的経営手法の導入について検討を進め、更なる経営の安定化に努められたい。
<p>b 水道事業</p>	<p>水道事業は、当年度、3水道事業のいずれも純利益を計上した。榛南及び遠州において、前年度より純利益が減少したものの、駿豆は前年度より増加した。ただし、年間実給水量については3水道事業のいずれも減少し、当年度の3水道の合計実給水量は、前年度比2,004千m³（2.6%）の減少となった。</p> <p>水道事業においては、水需要の減少に伴う施設規模の適正化が課題のひとつであるほか、将来、大規模な施設更新等による建設改良費の増加が見込まれている。</p> <p>このような状況の中、水道事業は、県民の健康な生活の維持に不可欠な公益事業であり、更なる経営改善と安定的な施設管理の両面が求められている。また、台風による駿豆水道の破断への早期対応に示されたように、危機管理についても万全の対応を取ることが強く求められる。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「経営戦略（第4期中期経営計画）」に基づき、将来にわたる健全経営を維持していくため、経営を取り巻く環境変化に柔軟に対応できるよう、計画の前提となる水需要の動向や、受水市町の意見及び意向を十分に踏まえ、適宜計画の見直しを図られたい。 安全で安心な水を安定的に供給するため、「第5期長期修繕・改良計画」及び「第3期耐震計画」に基づき、施設、管路の耐震化を計画的に進めるとともに、災害、漏水事故等の緊急事態に対し、常に迅速・的確な対応が取れるよう、関係機関と連携しつつ、訓練等の危機管理に万全を期せられたい。
<p>c 地域振興整備事業</p>	<p>地域振興整備事業は、レディーメード方式により整備した「富士山麓フロンティアパーク 小山」の事業が、平成30年度に引き続き令和元年度も4区画を分譲するなど順調に進んでいる。前年度同様に土地売却収益を出し、当年度は3億8,723万3千円の純利益をあげた。</p> <p>一方、「藤枝高田」は造成工事を施工中であり、令和3年度の引渡しを予定し、「富士大淵」については、用地買収・実施設計に着手し、令和4年度の引渡しを予定している。</p> <p>両整備箇所はいずれも「セミ・オーダーメード」方式で整備を進めているが、企業局では、「セミ・レディーメード」方式を新たに創設し、市町や企業の多様な需要に応じていく方針である。</p> <p>こうした状況を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「富士山麓フロンティアパーク 小山」については、完売へ向けて着実に取り組まれたい。 「藤枝高田」及び「富士大淵」については、関係する市町と連携し、計画に沿った事業の推進に努められたい。 「レディーメード」、「オーダーメード」、「セミ・オーダーメード」、新たに創設した「セミ・レディーメード」方式など多彩な用地造成方式を活用し、企業等のニーズに対応した工業用地等の供給を市町と連携して迅速に進められたい。

<p>d 静岡がんセンター事業</p>	<p>静岡がんセンターは、本県がん対策の中核を担う高度がん専門医療機関として、平成14年9月に313床で開院し、令和2年4月には全床開棟して615床となった。令和2年3月には、厚生労働大臣からがんゲノム医療中核拠点病院の指定を受け、県内のがんゲノム医療を更に推進することが期待されている。</p> <p>また、令和元年度の経営状況は、対前年度比で病院事業については利益が増加したが、研究所事業は改善がみられたものの損失を計上した。結果として全体で179万3千円の純損失が生じ、未処理欠損金も増加している。</p> <p>こうした点を踏まえ、次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の病院事業の純利益は、前年度から改善し、新公立病院改革プランで見込んだ黒字額を上回った。しかし、研究所事業の損失を含めた全体では、損失が縮小したものの発生しており、当年度未処理欠損金が35億184万3千円となっている。 <p>未処理欠損金の解消には、病院事業の一層の収益向上が望まれる。新公立病院改革プランは令和2年度が最終年度であることから、目標達成に向け、経営戦略会議等による適切な目標設定と進捗管理、その他の管理指標の分析等を行い、引き続き効率的な病院経営に取り組まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過年度未収金は、前年度に比べ339万7千円増加しており、1億482万8千円と多額である。引き続き、新たな収入未済の発生防止と早期回収に努められたい。 本県がん対策の中核を担う高度がん専門医療機関として、増加するがん患者に高度専門医療を継続して提供し、がんゲノム医療や臨床研究の体制強化を図るため、医師等の確保対策に努められたい。
<p>e 流域下水道事業</p>	<p>流域下水道事業は、平成31年4月から公営企業会計へと移行し、令和元年度の純利益は、6億1,973万5千円となった。</p> <p>事業に必要な財源を関係市町が負担していることから、当面は安定した経営が見込まれるが、老朽化した施設の更新需要の増大や人口減少などの社会環境の変化により、流域下水道事業を取り巻く経営環境は今後、厳しくなるものと予想される。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公営企業会計への移行初年度となった令和元年度は、堅実に純利益を計上するなど、順調にスタートしたところであるが、将来にわたり事業を安定的に継続するため、中長期的な基本計画である「経営戦略」を速やかに策定し、更なる経営の効率化に取り組み、経営基盤の強化に努められたい。 事業着手から40年以上が経過しており、多くの施設の改築、更新期を迎えていることから、事業費の増大が懸念される。平成31年3月に策定した「ストックマネジメント計画」の着実な実施により、事業費の平準化、施設の長寿命化を進め、計画的かつ効率的な施設管理に努められたい。

(3) 基金運用状況に対する審査の実施状況

ア 審査の対象

静岡県立美術館博物館建設基金

イ 審査の期間

令和2年7月21日から令和2年8月28日まで

ウ 審査の結果及び意見

審査の結果、本基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

7 健全化判断比率等審査

(1) 健全化判断比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

イ 審査の期間

令和2年8月11日から令和2年8月28日まで

ウ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、算定された健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

区 分	令和元年度 健全化判断比率	平成30年度 健全化判断比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%	15%
実質公債費比率	13.8%	13.4%	25%	35%
将来負担比率	242.5%	240.2%	400%	

（注）実質赤字額、連結実質赤字額が生じない場合の比率は「—」と表示

エ 審査の意見

実質公債費比率	<p>令和元年度の実質公債費比率は13.8%で早期健全化基準（25%）未満であるが、前年度実績（13.4%）に比べ、0.4ポイント悪化している。令和元年度単年度の比率は14.3%となっており、平成30年度（13.6%）に比べ0.7ポイント悪化しており、令和2年度の実質公債費比率は更なる悪化が予想される。</p> <p>また、実質公債費比率の全国順位は平成29年度は33位であったが、平成30年度は36位とワースト10に近づいている。</p> <p>今後も公債費の縮減等により財政負担のより一層の軽減に努められたい。</p>
将来負担比率	<p>令和元年度の将来負担比率は242.5%で早期健全化基準（400%）未満であるが、前年度実績（240.2%）に比べ2.3ポイント悪化している。</p> <p>平成30年度の全国順位は40位とワースト10に入っており、令和元年度の順位の悪化も予想される。</p> <p>また、将来負担額の大半を占める地方債現在高が3兆3,201億8,449万6千円と多額で、前年度に比べ442億9,774万1千円増加していることが要因であるので、将来、財政を圧迫することがないように、地方債などの将来負担額の適正な管理に今まで以上に努められたい。</p>

（参 考）

【健全化判断比率とは】

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持ちます。

実質赤字比率	一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
連結実質赤字比率	一般会計及びすべての特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したものです。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
実質公債費比率	借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。この比率が高いほど、返済負担が重いことを表します。
将来負担比率	一般会計等の将来支払っていく財政負担（地方債現在高及び債務負担行為額）だけでなく、将来支払っていく可能性のある財政負担（地方公社等に係る実質的な負債等）を指標化したものです。この比率が高いほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高いことを表します。

(2) 資金不足比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- ・ 静岡県流域下水道事業会計
- ・ 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

イ 審査の期間

令和2年8月11日から令和2年8月28日まで

ウ 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

令和元年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。

区分		公営企業会計名	令和元年度 資金不足比率	平成30年度 資金不足比率	経営健全化 基準
法 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県工業用水道事業会計	—	—	20%
		静岡県水道事業会計	—	—	
	静岡県立静岡がんセンター事業会計	—	—		
	静岡県流域下水道事業会計	—	—		
宅地造成	静岡県地域振興整備事業会計	—	—		
法非 適用 企業	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	—	—	

(注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部が適用される公営企業のことをいう。

法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。

2 資金不足額が生じない場合の比率は、「—」と表示

エ 審査の意見

令和元年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。

(参 考)

【資金不足比率とは】

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。この比率が一定基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければなりません。

【法適用企業と法非適用企業の経理事務】

法適用企業は地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される公営企業であり、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保するために経理事務は企業会計方式で行われます。

法非適用企業は、地方公営企業法の適用を受けない公営企業であり、経理事務は官庁会計方式で行われます。

8 例月出納検査

(1) 根拠

地方自治法（以下「法」という。）第235条の2第1項に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について検査を行うこととなっています。

(2) 検査の対象

ア 普通会計（静岡県一般会計及び特別会計）、歳入歳出外現金及び基金

イ 公営企業会計

- ・ 静岡県流域下水道事業会計
- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計

(3) 実施時期・方法

ア 実施時期

法第235条の2第1項では「毎月例日を定めて」検査することとされており、本県では、静岡県監査委員に関する条例第10条で、毎月25日から月末までの間に行うこととしています。なお、検査の対象は、原則として前月分です。

<令和2年度実績>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	30	29	30	31	31	30	30	30	28	29	26	30

イ 実施方法

書面検査により実施しています。

なお、予備検査については、平成16年度から検査の正確性、透明性及び効率性を高めるため、公認会計士に一部を委託して実施しています。

（令和2年度は、普通会計等と企業局会計の予備検査を外部委託で実施）

(4) 検査結果

令和2年度は、出納関係諸帳簿及び証拠書類等を照合検査した結果、いずれも適正でした。

(5) 結果報告

検査の結果は、法第235条の2第3項の規定に基づき、県議会及び知事に報告することとされており、本県では検査の都度、その結果を書面で報告しています。

9 住民監査請求に基づく監査

(1) 監査実施状況

年度	区分	前年度からの繰越	受付	却下	受理				翌年度への繰越
						勧告	棄却	却下	
平成28年度		0	3		2		1	1	1 (注1)
平成29年度		1	3		4		4		0
平成30年度		0	2		2		2		0
令和元年度		0	2	1 (注2)	1		1		0
令和2年度		0	0						0

(注1) 平成29年3月下旬に受付したため、受理等の判断は翌年度へ繰り越しました。

(注2) 地方自治法で定められた住民監査請求の要件（財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年以内等）を満たしていなかったため、監査を実施しませんでした。

(2) 監査の結果（令和2年度）

令和2年度中に監査を行ったものではありませんでした。

10 令和2年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）

(1) 定期監査（9箇所9件）

ア 危機管理部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
消防学校	令和3年3月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 訓練装置の破断事故の発生</p> <p>3 内容 令和元年11月、静岡県消防学校における消防職員専科教育警防科の実科訓練中、濃煙熱気実火災訓練装置のコンテナ天井部が破断し、修繕に約1千万円を要した。事前の安全確保が不十分であったため事故を予見できず、重大な人的被害が生じた可能性もあり、訓練の安全管理に問題があった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回の指摘に対する措置として、事故発生後速やかに事故の概要や原因、再発防止策等を取りまとめた調査報告書の作成に着手し、令和2年3月に完成させました。</p> <p>調査報告書に引き続き、令和3年3月に濃煙熱気実火災訓練実施要領及び濃煙熱気実火災訓練装置取扱説明書等を整備し、今後はこれらのマニュアルに基づき訓練を実施します。</p> <p>また、学校教官を対象とした訓練の実施、チェックシートによる訓練実施前の訓練装置の点検、訓練日報による訓練結果の定期的な振り返り等を行うことで、職員の安全確保に対する意識の向上を図り、二度とこのような事故を起こさないよう安全管理の徹底に努めて参ります。</p>	

イ 経営管理部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
沼津財務事務所	令和3年3月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 事務放置による不動産取得税の著しい課税遅延</p> <p>3 内容 令和2年6月に納税者からの問い合わせにより、平成26年に取得された家屋1件について、現地調査を実施し取得者に評価額を連絡したものの課税を行わず放置していたことが発覚し、平成25年から26年にかけて取得された別の家屋1件についても同様に放置していた。当事案2件の課税については、令和2年度と著しく遅延した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>不動産取得税の評価業務は、市町から評価通知を受けた家屋等を、現地調査のうえで家屋評価額を算定し、課税しますが、評価額を市町へ翌年2月までに通知する必要から年度単位で課税し、評価家屋整理簿に記載していました。評価額の説明や持分割合の確定に時間を要する等により年度内に課税できない事案では、翌年度以降の評価家屋整理簿に記載されないため、その場合に進捗管理が十分にされていない状態でした。</p> <p>このような事案は、年2回作成する税込見込算定資料（県評価家屋リスト）で進捗状況を確認できますが、今回指摘の事案は、評価整理簿の管理及び税込見込算定資料（県評価家屋リスト）の作成を職員1人で担当し、ダブルチェックによる確実な進捗確認がされていませんでした。</p> <p>平成27年度以降の評価家屋整理簿は、データベースにより担当課で共有管理し、課長を含む担当職員が確認できるように整備されています。</p> <p>今回の指摘を受けて、前年度以前に評価完了したのも複数の職員（課長及び班長）により全ての案件が課税されるまで進捗管理することとし、さらに毎月の所長・次長による業務進行管理ヒアリングでは、「税務事務進行確認表」に加えて、前年度に未課税となった事案を記載した「未処理案件一覧」を併せて提出して、所内で進捗管理の共有を図るよう改めました。</p> <p>また、経営管理部税務課が、税務事務進行管理マニュアルを改正し、不動産取得税（建築分）の事務進行管理上での通常の処理期間を明記したので、この処理期間を大きく超える事案は、複数の職員が随時進捗状況を確認して、適正に管理していきます。</p>	

ウ 経済産業部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
中遠農林事務所	令和2年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 建設工事現場等における第三者事故の多発</p> <p>3 内容 令和元年度に実施した建設工事において、第三者事故が5件（人身1件、物損4件）発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>（発生所属における措置）</p> <p>これまで工事安全パトロール及び安全講習会などを実施し、安全管理意識の徹底を図り、工事事故防止に努めてきました。</p> <p>令和元年度に発生した人身事故1件は土砂運搬中のダンプトラックの交通事故で運転者の不注意で交通信号を見落としたものであり、物損事故4件は管理設工事中に誤って既設水道管を破損したもので、掘削する作業員への指示の不足と作業員の不注意によるものであり、さらに水道管理者から提供を受けた管理図の精度が低く、これに基づき掘削を行ったことも事故発生の一因となっています。</p> <p>事故後、直ちに事故を起こした受注者へ再発防止に向けた危険予知（KY）活動等の実施を指示し、安全確保に向けた意識の徹底を図りました。特に埋設管破損事故の原因となる不明管について試掘数を増やして発注し、可能な限りその位置を把握するよう指示しました。また、当所が所管する工事受注者を対象に所長より事故防止に向けた注意喚起を行いました。</p> <p>さらに、令和2年10月からは事務所発注の全ての工事に、「ハザードマップ」と「予想される事故対策リスト」の作成を義務付け、特に管理設工事等は「支障物対策チェックシート」を添付させ、これに基づくKY活動の実施や工事の進捗に合わせ内容の見直しを行うよう指導しています。</p> <p>また、労働基準監督署や建設業協会との合同パトロールを2回、事務所単独パトロールを2回、事務所検査監による抜き打ちのパトロールを9回と、例年以上に実施回数を増やし指導を強化しております。</p> <p>今後は、水道管理設位置等の危険箇所の事前調査に加え、これらの取組を継続するとともに、事故防止に対する意識を高め、安全に作業にあたるよう下請けも含めた工事関係者一人ひとりへの指導を徹底し、建設工事現場等における第三者事故等の発生防止に努めます。</p> <p>（経済産業部における措置）</p> <p>今回の第三者事故の発生を重く受け止め、類似事故の発生を防止するため、各農林事務所長に対し具体的な安全対策と受注者への指導を徹底するよう通知し、事故の再発防止に努めています。</p>	

エ 交通基盤部（2箇所2件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田土木事務所	令和3年3月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 令和2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が4件、工事関係者事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事案発生の原因</p> <p>交通基盤部では平成30年度に「事故対策PDCA」の実施などを内容とした「工事事故防止行動計画」を策定し、同計画の下、当事務所においても工事事故防止に努めてきました。</p> <p>しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、上半期に開催した安全講習会が資料配布による講習会となったほか、例年6回実施していた建設工事等安全パトロールも3回に減少するなど、工事事故防止への周知や現場での指導の機会が減少しました。</p> <p>このような状況において、現場における安全管理に対する意識の徹底が不十分となり、誤った作業方法等を起因とする工事事故が発生しました。</p> <p>2 改善措置</p> <p>(1) それぞれの工事事故発生後、速やかに、当事務所の課長以上の職員及び検査監を委員とする「建設工事等安全管理推進委員会」を開催し、事故の原因把握と再発防止策の検討を行いました。</p> <p>(2) 受注者に対し、事故原因に対する作業方法等について対策を講じさせるとともに、再発防止に向けた安全管理の徹底のため、安全教育を強化するよう指導注意等を行いました。</p> <p>(3) 建設工事等安全パトロールに加え、月1回程度、工事担当課による抜き打ちのパトロールを行うよう、現場での指導を強化しました。</p> <p>(4) 重機転倒事故の発生を受け、令和2年9月に、当事務所工事担当課へ事故再発防止の資料（クレーン仕様を備えた車両系建設機械の適正な使用）を配布し、工事事故への注意喚起を行いました。</p> <p>(5) 令和2年11月と12月に開催した安全講習会は、建設工事安全対策の伝達を確実なものとするため、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、対面開催としました。</p> <p>(6) 第三者事故の発生を受け、令和2年12月に、第三者事故の案件を抜粋した「工事事故防止行動計画ニュースレター」を受注者へ配布し、工事事故への注意喚起を行いました。</p> <p>(7) さらに事故が多発している地区の建設業者へ「架空線が近接する現場の施工留意点」を配布し注意喚起を行いました。</p> <p>3 今後の事故防止対策</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら建設業協会との意見交換会を開催し、協会関係者の工事事故防止意識の一層の向上を図ります。</p> <p>(2) 受注者への注意喚起を図るとともに、事故リスクの想定などを受注者へ適切に指導できる職員を育成するため、受注者・発注者合同で、建設工事の安全対策に主眼を置いたOJTや、業務改善VEを行い、工事事故の発生防止に努めます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
袋井土木事務所	令和2年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 河川占用料等に係る不適切な事務処理</p> <p>3 内容 平成26年度から令和元年度までの河川占用料5件について誤りがあり、過徴収1,124,500円、還付加算金52,000円が発生していた。また、平成22年度から令和元年度までの道路占用4件について、県管理道路を市町へ移管した後も占用許可を更新し占用料を徴収していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>河川占用料については、電線の占用料の算出に際し、管線類50cm未満（1m当たり150円）で計算すべきところ、管線類50cm以上（1m当たり390円）で計算していた等の理由により発生したものです。</p> <p>令和元年度中に、過去5年間に遡って算定金額の検証を行い、誤徴収の有無を調査しました。その結果に基づき、誤徴収の対象となった占有者に説明の上、令和元年度に還付を行いました。</p> <p>再発防止策として、占用料を算定する際には、複数名によるチェックを徹底するとともに、その過程と結果をチェックリストにより可視化し、正確な算定に努めます。</p> <p>道路占用料については、県管理道路を市町へ移管する際に、市町や占有者との間で占用許可切替え手続に不備があったため、継続して占用更新したことにより発生したものです。</p> <p>令和元年度に、過去10年間に遡って移管箇所の占用許可切替え手続の不備の有無を調査しました。その結果、不備があったもののうち、誤徴収の対象となった2件については、占有者に説明の上、還付（計9,100円）を行いました。</p> <p>再発防止策として、移管手続の際には、引継ぎすべき占用物件の有無について、複数名によるチェックを徹底するとともに、占有者から廃止届が提出されない場合にはフォローアップを徹底し、誤徴収の発生防止を図ります。</p>	

オ 教育委員会（3箇所3件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
御殿場高等学校	令和2年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 実習室での火災の発生</p> <p>3 内容 令和元年10月、御殿場高等学校工作室において、実習担当教員が不在になった際、レーザー加工機から出火し、加工機の一部及び加工機周辺が延焼し、煙を吸った教員4名及び生徒1名が近隣の病院に救急搬送された。これにより、加工機（購入額1,541,378円）の焼失、建物の一部が損傷したことによる修繕費用442,970円の損害を与えた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本事案が発覚した翌日に、火災が発生した工作室、教職員が常駐する職員室、事務室での対応や活動を取りまとめ、火災の発生当時の状況を確認しました。</p> <p>教職員が日頃の備えや安全管理の観点から事故を振り返り、火災発生時における消火活動や生徒の安否確認事項、施設設備被害状況の把握などを検証し、再発防止のため、安全管理体制の強化について検討しました。</p> <p><問題点></p> <p>(1) 実習室の工作機械等の管理マニュアルを作成していませんでした。</p> <p>(2) 災害発生時の情報連絡体制を整備していませんでした。</p> <p>2 所属における再発防止対策</p> <p>(1) 工作機械ごとのマニュアルを作成し、工作機械での作業は教員の立会いのもとで行うことを明記しました。</p> <p>(2) 消防・防災計画書に情報伝達体制を明記し、(1)のマニュアルと併せ、全教職員に周知しました。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
三島南高等学校	令和3年3月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 業務委託等に係る不適切な会計事務処理</p> <p>3 内容 三島南高等学校の職員は、委託料等の支払いや電気使用料の調定漏れを起こし、それを隠蔽するため、支払いの根拠となる支出負担行為等の減額や自費での支払いなど複数の不適切な会計事務を行っていた。また、上司も不適切な事務処理に気が付かないなど業務管理が不十分であった。</p> <p>不適切な会計処理は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清掃業務委託において、令和2年3月作業分の委託料の支出負担行為等を無断で減額し、未払いとなった。また、清掃業務委託で発生する汚泥の処分費の会計書類を作成せず、不適切な事務処理を隠すため、自費で支払いを行った。 2 自動販売機及び空調機の電気料の調定に当たり、使用量をねつ造し、実態とは異なる電気使用量に基づき調定を行った。 3 令和元年10月分の自動販売機の電気使用料について、自動販売機設置者あての納入通知書を紛失し、通知書を発見した2年4月に自費で支払いを行った。 4 空調修繕工事等の支払を行わず、それを隠すため支出負担行為等を減額し、関係書類を紛失した。 	
<p>【措置の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校としての課題認識 <ol style="list-style-type: none"> (1) 清掃業務業務委託については、定例業務の失念防止策として、進捗管理用「会計チェック表」を作成していましたが、当該業務についての記載が漏れていました。 (2) 電気使用量については、担当職員の目視に任せきりで、確認が不十分でした。写真での確認や複数名での巡回確認などを行っていませんでした。 (3) 担当職員の「相手方へは確認して納入手続きが完了済」との口頭報告に頼り、「領収書写し」や「納期後収納一覧表」等による確認を行っていませんでした。 (4) 支出負担行為同等会計書類をチェックするだけで、組織として決裁後の執行未済がないか確認していませんでした。 2 学校における再発防止策 <p>以下の取組などにより、適正な会計事務処理を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会計チェック表に漏れなく記載するとともに、担当者以外も進捗状況を確認できるよう、毎年、毎月の定例業務を業務予定用ホワイトボードに実施予定日を記載するなど相互にフォローできる体制としました。 (2) 電気使用量については、写真での確認や複数名での巡回確認など事務職全員が確認できる体制としました。 (3) 会計書類の目視確認に加え、「収納未済一覧表」等に見落としがないよう、複数の職員で確認することとしました。 (4) 令和2年6月から2か月ごとに「財務会計システムによる執行未済確認」を打ち出し、複数の職員で未執行の有無を確認することとしました。 	

監査対象機関	監査結果報告年月日
磐田西高等学校	令和3年3月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 部活動費の不適切な管理</p> <p>3 内容 磐田西高等学校の教諭は、顧問を務める部活動の父母会から県外遠征費として預かった部活動費約340万円のうち、約30万円を遠征期間中に紛失した。また、遠征終了後に、残金を自己預金口座及び現金で管理し、必要もなく引き出すなど不適切な管理を行い、自宅に置いていた遠征費用の残金約120万円が盗難にあった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 学校としての課題確認</p> <p>本件は、父母会が管理する部活動の遠征費用の金銭の管理が徹底されていなかったこと、学校が管理方法を事前に把握していなかったことが原因です。</p> <p>事態が発覚した時点で、父母会に経緯の説明と謝罪をしました。</p> <p>また、今回監査による指摘を受け、令和3年4月15日に父母会に部活動費用の金銭の管理方法の徹底の依頼をし、4月27日の職員会議の際に本校教職員に対して、綱紀の厳正保持の徹底を改めて指示しました。</p> <p>2 学校における再発防止対策</p> <p>父母会がある部活動については、再発防止の取組として、金銭の管理を徹底すること、遠征費用等やむを得ず顧問に現金を預ける場合には学校に連絡すること、定期的に収支報告書を閲覧させていただくことを文書で依頼しました。</p> <p>父母会がない部活動については、部費の集金を行う場合は通帳により管理し、年度末には収支報告書を学校に提出してもらうこととしました。</p> <p>また、不祥事根絶の取組として、一時的な集金がある場合は、必ず保護者あての通知を校長名で配布すること、会計処理についての校内研修を年3回実施することとしました。</p>	

カ 警察本部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
交通規制課	令和2年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 公安委員会の意思決定のない一時停止標識の設置</p> <p>3 内容 平成30年3月から令和2年5月までの間、安倍川駅東口付近交差点に、県公安委員会の決定を受けることなく一時停止標識を設置し、効力のない標識により交通取締りを行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件事案の原因は、警察署が道路標識施工後の現場立会いを実施せず、交通規制の内容と現場に設置された道路標識の異同を確認しなかったことや、交通取締り前に交通規制の照会を受けた際、十分に交通規制の内容を確認しなかったことなどにあります。</p> <p>このため、全署において一時停止標識の現場点検による交通規制の意思決定の内容との照合を行うとともに、道路標識等の設置後に現場立会いを実施し、当該交通規制の意思決定内容や工事が設計どおりに行われているか確認を徹底するほか、交通取締り時においては、交通規制の有無だけでなく交通規制の方向等意思決定の内容にも踏み込んで確認を行うなど、再発防止に取り組んでおります。</p>	

(2) 随時監査（1箇所1件）

ア 健康福祉部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
障害者政策課	令和3年3月3日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	業務委託の不適切な事務手続き
3 内容	平成31年度パラスポーツ王国推進事業業務委託における委託事業実施計画書の日付が空欄となっていた。障害者政策課の担当者が受付日より遡った日付を記入し、同日付の受領印を押していた。また、前払金請求書についても、提出日付が空欄であったため、同課の担当者が日付を記入し、同日付の受領印を押していた。
【措置の内容】	
1 所属としての課題確認	本件は、委託事業実施計画書及び前払金請求書の日付について、事業者が記入をするべきところ、事業者から提出された書類の日付を職員が加筆することが不適切であるという認識が薄かったことにより担当者が受付日より遡った日付を加筆し、同日付けの受付印を押していたものであります。 監査終了後、ただちに今回の事案を課内で共有し、不適切な事務処理をしないよう、以下のとおり全職員に周知しました。
(1)	事業者等が作成し、県に提出された文書について不備があった場合には、事業者等に修正を指導すること。
(2)	提出期限の遵守について、事業者等を指導すること。
(3)	職員が加筆、修正等を行ったり、遡った日付の受付印を押したりすることは不適切な行為であること。
2 所属における再発防止策	担当者のみの問題とすることなく、課長、課長代理、班長等が十分にチェックを行うなど、組織を挙げて事務の適正執行に取り組みます。

(3) 臨時監査（1箇所1件）

ア 教育委員会（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
高校教育課	令和2年12月9日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 特定個人情報の不適切な取扱い 3 内容 高等学校等就学支援金の認定作業において、学校から高校教育課へ書類送付の過程で特定個人情報が記載された用紙1枚（1人分）が紛失した。 高校教育課は、特定個人情報等取扱規程に基づく、特定個人情報等が記載された書類を取得した際の確実な受領確認を行っていなかった。	
【措置の内容】 1 所属としての課題確認 本事案は、特定個人情報等取扱規程に基づき、特定個人情報等が記載された書類を取得した際開封時の複数人による確認を行うべきでしたが、担当者のみでの確認が常態化しておりました。 なお、令和2年10月9日に、学校長が当該保護者に状況説明及び謝罪をしました。 また、今回の事例発生後、他の学校へ注意喚起の通知を行いました。 <問題点> (1) 課内で書類を取得する際には、複数人による確認をする体制がとれていませんでした。 (2) また、複数人による確認作業を行えるよう、ゆとりを持った事務処理期間の確保が必要であることを課題として認識しました。 2 所属における再発防止策 (1) 課内で取得状況確認表を作成し、確認作業を複数人で行う体制としました。 (2) 学校の規模に応じて、個別に提出期限日を設定し、事務処理の平準化、チェック体制の強化を図ります。	

第3 年度別の指摘等の状況一覧

(1) 総括表

年度	監査種別	実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘				注意			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
					28	定期監査	467	186	281			17
	随時監査	7	1	1			1	1				0
	財援団体等	47	19	30				0	12			12
	計	521	206	312	0	0	18	18	39	6	35	80
29	定期監査	470	160	215	1	3	18	22	13	8	26	47
	随時監査	12	4	5			3	3		1		1
	財援団体等	52	7	8				0	1			1
	計	534	171	228	1	3	21	25	14	9	26	49
30	定期監査	469	152	227		6	13	19	6	9	33	48
	随時監査	22	12	12			6	6		1	3	4
	財援団体等	45	13	16	1			1	4			4
	計	536	177	255	1	6	19	26	10	10	36	56
元	定期監査	467	138	198	2	3	15	20	6	12	35	53
	随時監査	22	7	7			3	3		1		1
	財援団体等	42	8	14				0	2			2
	計	531	153	219	2	3	18	23	8	13	35	56
2	定期監査	468	63	79	3	2	4	9	24	16	6	46
	随時監査	29	2	2	1			1	1			1
	臨時監査	2	1	1			1	1				0
	財援団体等	41	3	3				0	3			3
	計	540	69	85	4	2	5	11	28	16	6	50

指摘等件数内訳

指導（注）				意見				指導（検討）（注）				計			
財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
93	30	45	168			25	25	2		1	3	122	36	123	281
			0				0				0	0	0	1	1
15			15				0	3			3	30	0	0	30
108	30	45	183	0	0	25	25	5	0	1	6	152	36	124	312
53	25	47	125			21	21				0	67	36	112	215
1			1				0				0	1	1	3	5
6			6				0	1			1	8	0	0	8
60	25	47	132	0	0	21	21	1	0	0	1	76	37	115	228
49	36	47	132			21	21		1	6	7	55	52	120	227
	2		2				0				0	0	3	9	12
10			10				0	1			1	16	0	0	16
59	38	47	144	0	0	21	21	1	1	6	8	71	55	129	255
42	20	45	107			18	18				0	50	35	113	198
	3		3				0				0	0	4	3	7
11			11				0	1			1	14	0	0	14
53	23	45	121	0	0	18	18	1	0	0	1	64	39	116	219
				5		19	24					32	18	29	79
							0					2	0	0	2
							0					0	0	1	1
							0					3	0	0	3
				5	0	19	24					37	18	30	85

（注）注意に該当する事項で、その程度が単純かつ影響の少ないミスである「指導」や、意見に該当する事項でその内容が軽微である「指導（検討）」につきましては、令和2年度から監査委員事務局長指導事項として、監査結果と区分しています。なお、令和2年度の事務局長指導事項の件数は112件です。

(2) 部局別内訳

部局	年度	28					29						
	区分(注1)	指摘	注意	指導	意見	指導(検討)	計	指摘	注意	指導	意見	指導(検討)	計
知事部局	知事直轄組織			1	1	(注4)	2			5	2		7
	危機管理部		1	2	3		6		1	3	2		6
	経営管理部	1	4	14	1		20		1	8	1		10
	政策企画部 (注2)			3	1		4						
	くらし・環境部	1	1	2	2		6						
	スポーツ・文化観光部 (文化・観光部)(注3)		3	13	2		18		2	4	2		8
	健康福祉部	1	8	28	3	1	41	2	3	14	3		22
	経済産業部	4	13	11	3		31	1	10	14	3		28
	交通基盤部	3	8	33	3	1	48	7	12	21	3		43
	出納局			1	1		2						0
小計	10	38	108	20	2	178	10	30	70	18	0	128	
企業局			2			2			1			1	
がんセンター局		3	2			5		1				1	
議会事務局						0			1			1	
各種委員会事務局						0		1	1			2	
教育委員会事務局、教育機関	6	23	44	3		76	12	14	41	2		69	
警察本部、警察署	1	4	12	2	1	20		1	11	1		13	
計	17	68	168	25	3	281	22	47	125	21	0	215	
随時監査	1					1	3	1	1			5	
臨時監査(注5)													
財政的援助団体等		12	15			3	30		1	6		1	8
合計	18	80	183	25	6	312	25	49	132	21	1	228	

(注)

- 1 注意に該当する事項で、その程度が単純かつ影響の少ないミスである「指導」や、意見に該当する事項でその内容が軽微である「指導(検討)」につきましては、令和2年度から監査委員事務局長指導事項として監査結果と区分しています。なお、令和2年度の事務局長指導事項の件数は112件です。
- 2 「政策企画部」については、知事直轄組織、経営管理部及び文化・観光部に業務を移管し廃止されました。
- 3 「スポーツ・文化観光部」については、令和2年度に「文化・観光部」から名称を変更しました。
- 4 知事直轄組織と経営管理部に対する意見1件は、知事直轄組織に一括して計上しています。
- 5 令和元年度まで随時監査として行われていた事務事業の監査については、令和2年度から臨時監査として実施しています。

30						元						2			
指摘	注意	指導	意見	指導 (検討)	計	指摘	注意	指導	意見	指導 (検討)	計	指摘	注意	意見	計
	1	2	1	1	5		1	2			3		1		1
1	1	3	2		7			2	1		3	1		2	3
		5		2	7		4	3	1		8	1	2	3	6
		2	2		4			1	3		4			3	3
		2	4	1	7	1	1	1	2		5		4	2	6
2	5	9	3		19	3		11	2		16		2	2	4
1	6	26	3		36	2	7	18	2		29	1	4	3	8
6	10	27	4	1	48	6	9	24	4		43	2	22	4	28
	1	1			2	1					1		1	1	2
10	24	77	19	5	135	13	22	62	15	0	112	5	36	20	61
	3	5			8	1	2	1			4				0
	2				2		1				1		1		1
					0						0				0
1					1						0				0
8	17	37	2	2	66	5	25	33	3		66	3	8	4	15
	2	13			15	1	3	11			15	1	1		2
19	48	132	21	7	227	20	53	107	18	0	198	9	46	24	79
6	4	2			12	3	1	3			7	1	1		2
												1			1
1	4	10		1	16		2	11		1	14		3		3
26	56	144	21	8	255	23	56	121	18	1	219	11	50	24	85

第4 監査業務のアウトソーシング

県民に信頼され、開かれた監査を推進するため、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を監査法人等に外部委託（アウトソーシング）しています。

本県では、全国に先駆け、平成14、15年度から試行的に実施し、平成16年度からは、毎年概ね業務の50%程度をアウトソーシングしています。

効果として、外部の者が監査業務に従事することにより透明性や独立性が確保されること、公認会計士の専門的知識等を活用した監査ができることなどが挙げられます。

1 令和2年度の監査実施状況

区 分		全対象箇所 A	アウトソーシング 対象箇所 B	2年度 実施率 B/A	(参考) 元年度 実施率
定期 監査	本 庁	215	107	49.8%	54.9%
	出先機関	253	123	48.6%	48.0%
小 計		468	230	49.1%	51.2%
財援団体等 の監査		41	30	73.2%	73.8%
計		509	260	51.1%	53.0%
例月出納検査		4会計 歳入歳出外現金 基金	2会計	—	—

2 令和2年度の指摘等の状況

指摘等の件数 A	アウトソーシング による指摘等件数 B	2年度 実施率 B/A	(参考) 元年度 実施率
190	21	11.1%	10.4%

(注)

定期監査、財援団体等の監査による件数で、監査結果のほか監査委員事務局長指導事項の件数を含みます。

第5 外部監査

1 外部監査制度の概要

平成9年6月に地方自治法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

本制度は、監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとしています。

本制度は、知事が公認会計士等と外部監査契約を締結して実施しますが、次の2種類があります。

- ・毎会計年度、特定のテーマを決めて行う「包括外部監査」
- ・特定の事件について監査委員の監査に代えて行う「個別外部監査」

令和2年度は個別外部監査は実施されていません。

区分	①包括外部監査	②個別外部監査
監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・財務監査 ・財政的援助団体等に対する監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求 ・議会からの事務監査請求 ・知事からの事務監査要求 ・知事からの財政的援助団体等の監査要求 ・住民からの住民監査請求
監査対象事項	外部監査人自らが選定した事項（年1回以上）	外部監査によることを請求・要求された事項
契約先	自然人1人（弁護士、公認会計士、実務精通者（当該団体のOB除く）、税理士）	
契約期間	毎会計年度当初～当該年度末	個々の契約で決定
契約制限	同一の者と連続契約できるのは3回まで	—
補助者	あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる	
関係人調査	あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる	
義務と罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・善良な管理者の注意をもつての誠実な監査 ・公正不偏な態度保持と自らの判断と責任における監査 ・守秘義務 ・みなし公務員（刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされること。） 	

2 監査実施状況

包括外部監査は、監査委員の監査に加えて、知事が起用した弁護士、公認会計士、税理士などの「外部監査人」が監査を行うことで、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとした監査制度であり、本県では経営管理部が所管しています。

本監査は、公認会計士等と外部監査契約を締結の後、毎会計年度、外部監査人が特定のテーマを決めて実施されています。

＜令和2年度の実績＞

項目	内容
外部監査人	公認会計士 原田 俊輔
補助者	6名（公認会計士 加山 秀剛 外5名）
テーマ	教育の振興に関する施策の財務事務の執行について
テーマの選定理由	<p>少子化の進行やグローバル化の進展、IoT、ビッグデータ、AIなどの急激な技術革新により、社会を取り巻く環境が大きく変化している中、子供たち一人ひとりの未来の夢の実現に向かって、その優れた資質を引き出し、育み、伸ばす教育を実践していくことが重要とされている。</p> <p>静岡県においては、学校における教育に加え、家庭や地域・企業等が連携・協働し、子供たちの健やかな成長を支援する取組を実践しており、乳幼児期から社会人、高齢者にいたるライフステージに応じて、社会総がかり、地域総ぐるみで「有徳の人」づくりが推進されている。</p> <p>これら取組である教育の振興に関する事業は、県民にとって身近な内容であり、関心が高いものと考えられる。また、静岡県においても、富国有徳の「美しい“ふじのくに”」の未来を担う「有徳の人」づくりを進めており、重要度が高いと考えられる。</p> <p>上記を鑑み、教育の振興に関する施策に関する事業について、包括外部監査人の立場から、合規性のみならず経済性、効率性、有効性の観点から検討することは有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。</p>
監査対象とする事業	<p>担当課において重要性が高いとした主要事業のうち、以下のいずれかを満たす事業を監査対象とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金額基準（令和元年度の決算額が30百万円以上）で抽出した事業 質的基準（令和元年度の決算額が30百万円未満、かつ、監査人が支出内容等を確認）で抽出した事業
監査対象期間	原則として令和元年度（必要に応じて、他の年度も対象とした。）
監査実施期間	令和2年6月22日から令和3年3月31日まで

（注）包括外部監査の結果は、県公報（令和3年3月31日）に掲載されています。

また、結果に基づき講じた措置についても、県公報に掲載されています。

3 監査結果

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示されます。

区分	内容
指摘	次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他重大な事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
意見	組織及び運営の合理化など多様な観点から改善の必要があると認める事項

令和2年度の監査結果においては、「指摘」とされた項目はありません。

また、「意見」とされた項目のうち、主なものは以下のとおりです。

項目	内容
成果指標と活動指標について	<p>監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㉔成果指標や活動指標がない」、「㉕成果指標や活動指標が直接的ではない」、「㉖成果指標や活動指標が明確ではない」ものが散見された。</p> <p>㉔については、事業の成果指標又は活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>㉕については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業内容に照らし、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。</p> <p>㉖については、成果指標及び活動指標を文書で明確化していない場合、本事業の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」が何か、成果や結果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい。</p> <p>特に、監査対象事業である「教育の振興に関する事業」は公益性が比較的高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。</p>
ホームページ（本表で「HP」という。）の表示について	<p>教育の振興に関する施策に関連するHPを確認したところ、「㉗HPにデータの公開が求められるが公開されていない」、「㉘HPにデータは公開されているが定期的に更新されていない」ものが散見された。</p> <p>㉗については本要綱違反であり、㉘については、定期的に更新がされないHPは閲覧頻度が下がりやすく、HPを有効活用できていないと考えられる。それぞれ、改善に努めて頂きたい。</p> <p>また、教育委員会では各県立学校等の執行実績をHPで開示しているが、各県立学校等の並び順は、あいうえお順でも地域順でもないため、閲覧したい学校等の執務実績が探しづらい状況である。また、所管が異なる高等学校と特別支援学校を混在して表示しており、違和感がある。</p> <p>HPにおいては、利用者が探しやすいように表示することが望ましいため、HPを管理する法務文書課及び電子県庁課と改善を検討して頂きたい。</p>

4 年度別の実施状況

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
契約の締結	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
契約の金額	1,850万円を上限とする	同左	1,750万円を上限とする	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
外部監査人	内山昌美	同左	杉原賢一	同左	同左	村松淳旨	同左	同左	原田俊輔	同左
(資格)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
(住所)	浜松市	同左	静岡市	同左	同左	藤枝市	同左	同左	浜松市	同左
テーマ	道路事業の事務の執行及び経営に係る事業の管理について	県営住宅の事務の執行について	静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学の財務事務の執行について	地方独立行政法人静岡県立病院機構の財務の執行及び経営に係る事業の管理について	過去の包括外部監査の措置の状況について	債権管理の財務の執行について	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について	指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	教育の振興に関する施策の財務事務の執行について
補助者(人数)	4人	6人	5人	5人	5人	6人	7人	8人	6人	6人
公認会計士	4人	5人	5人	5人	5人	6人	7人	8人	5人	5人
弁護士	—	—	—	—	—	—	—	—	1人	1人
上記以外	—	1人 (公認会計士 協会準会員)	—	—	—	—	—	—	—	—
結果の報告	H24.3.30	H25.3.28	H26.3.25	H27.3.18	H28.3.25	H29.3.21	H30.3.27	H31.3.22	R2.3.19	R3.3.19
結果の公表(公告日)	H24.3.30	H25.3.29	H26.4.1	H27.3.27	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.30	H31.3.29	R2.3.31	R3.3.31
措置の公表(公告日)	H24.11.9	H25.11.8	H26.11.21	H27.11.10	H29.1.6	H29.10.27	H30.11.2	R元.9.27	R2.10.6	R3年度内

第6 監査の情報提供

本県では、監査基本方針に基づき、公正で透明性があり、県民の視点に立った監査を目指すため、以下のような取組を行っています。

<県公報による広報>

監査結果などについて、県公報に登載しています。

<ホームページによる広報>

監査結果などについては、県公報に加えて、ホームページにも掲載しています。

なお、監査年報は、ホームページでもご覧いただけます。

- 静岡県のホームページアドレス
<https://www.pref.shizuoka.jp/>
- 監査委員事務局のホームページアドレス
<https://www.pref.shizuoka.jp/kansa/index.html>

ふじのくに 静岡県公式ホームページ

総合トップへ “ふじのくに” 魅力情報

音声読み上げ 文字サイズ・色合いの変更 ふりがな表示

組織(部署)から探す Other language

ホーム くらし・環境 健康・福祉 教育・文化 産業・雇用 交流・まちづくり 県政情報

サイト内検索 検索 検索の仕方

ホーム > 組織別情報 > 監査委員事務局

更新日: 令和2年4月1日

監査委員事務局

県の事業が適正に行われているかを監査する仕事をしています。

トピックス

1. 監査委員制度の概要
2. 監査委員事務局の組織

<監査結果の報道機関（県政記者クラブ）への情報提供>

平成22年度から、定期監査等の結果については、報道機関（県政記者クラブ）へ積極的かつ速やかに情報提供し、県民に対する説明責任を果たすとともに、より一層の監査の透明性を図っています。

資料 監査結果の「指摘」「注意」「意見」とは

1 監査結果の報告・公表及び意見の提出

監査委員は、監査結果に関する報告を決定し、これを議会、知事及び関係機関に提出し、かつ県公報に登載して公表します。

必要があると認めるときは、報告に添えて意見を提出します。

公表の回数は原則として年5回です。

なお、監査結果に関する報告やその報告に添える意見は、監査委員の合議により決定します。

2 監査結果の区分

区分	内 容
指摘	次のいずれかに該当し、その程度が著しいもの及びその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。 a 法令・条例・規則に違反している事項 b 収入確保に適切な措置を要する事項 c 予算を目的外に支出している事項 d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 e 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項
注意	指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。
意見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。

(注) 監査結果のほか、注意や意見に該当する事項でその内容が軽微である事項につきましては、監査委員事務局長指導事項としています。

3 監査結果に基づく改善の措置の公表

指摘、注意、意見に対しては3か月以内に改善措置を講ずるよう求めており、議会、知事等から、監査結果に基づき又は監査結果を参考として改善の措置を講じた旨の通知を受けた場合は、その都度、当該通知に係る事項を県公報に登載して公表します。

4 指摘事項等に対する改善の措置状況の把握

指摘、注意、意見の改善の措置状況については、次回の監査においてもその内容を確認します。

(参考)

令和元年度までの監査結果の指摘等の区分は、次のとおりです。

区分	内 容
指摘	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p> <p>a 法令・条例・規則に違反している事項</p> <p>b 収入確保に適切な措置を要する事項</p> <p>c 予算を目的外に支出している事項</p> <p>d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項</p> <p>e 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項</p>
注意	<p>指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p>
指導	<p>注意に掲げる事項に該当し、その程度が単純かつ影響の少ないミス等であるもの及びその他特に指導すべき事項は、関係部局長等に対し文書で指導します。</p>
意見	<p>組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。</p>
指導 (検討)	<p>意見に該当する事項で、その内容が軽微である場合は、関係部局長等に対し文書で指導します。</p>

(注)「指導」、「指導(検討)」は、件数のみ公表しています。

令和2年度版監査年報

令和4年1月 発行

静岡県監査委員事務局監査課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電 話 054-221-2927

e-mail kansaka@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/kansa/index.html>

この冊子についてのお問い合わせ、ご意見、ご要望などは、上記までご連絡ください。